

日本書紀訓考

關四郎太註解

八

伊
1530
8



U 5



日本書紀訓考八卷

越後國柏崎關四郎太 謹撰

カヨノ多リカミナツノマキ
神代上七之卷

是時素戔鳴尊自天而降到於

出雲國簸之川上時聞川上有

啼哭之聲故尋聲覓往者有一

○日本書紀訓考八卷

○一

明治
月 年
日 辰未

老オキナト公オミナト與ヲトメヲ老ナカニ婆スエテ中カキナテ間ナカニ置スエテ一カキナテ少スエテ女テ撫カキナテ
 而テ哭ナキケリ之ス素サノ戈ヲノ鳴ミコト尊イマシタ問チハ曰タレゾ汝等誰
 也イカナル何コトニテ為カクナク哭ヤトヒタマヘバ之ア如ハクニ此ハクニ耶ハクニ對ハクニ曰ハクニ吾ハクニ是ハクニ
 國ツ神カミ號ナハ脚アシ摩ナヅ乳チ我メ妻ガ號ナハ手テ摩ナヅ乳チ
 此コノ童ム女ス是メ吾ア兒ガ也コニシテ號ナハ奇クシ稻ヒメトイフ田トマラス媛ス

所マ以ネナク哭クユエ者ハ往ア時ガム吾ス兒メ有ヤ八タ箇リ少アリ
 女ソレトシゴトニヤ每マ年タ為ヲ八ロ岐チ大ニ蛇ノ所マ吞レ今ニ此ケリ
 少ム童ス且モ臨マタ被タ吞ノ無ミ由ナムト脫シテ免キヌ故ベキ以トキナレバ
 哀ナク傷トマ素ラス戈ス鳴サノ尊ヲノ勅ミコト曰シカ若カラ然バ者バ汝ミマシム
 當タテマツル以ベシ女トノ奉リ吾タマ耶ヘバ對ミコトノ曰マニク隨タテマツラム勅ト奉ラス矣ニ

自天ハ上、本書ム、已而竟遂降焉と、何象ハ天ムテの事
 云々、如此ハ書きたリ、はく是よりハ此國土ムテの
 事ゆきバ、自高天原と有べき事あり。○而○到ハ捨て、
 ○出雲國ハ下の御歌の處ム云々。○歎ハ古事記傳
 九十五、和名抄ム出雲國大原郡斐伊郷是也、此伊
 此地と云、あり、故ム出。○川上古事記ムハ降肥河上在
 鳥髮地とあり、川上ハ同傳九ム加波加美と訓、
 聞ゆ、此川上と云、川上ハ箇波良と訓、
 下廿六、卷八、川上、箇波良と訓、
 訓、彼、加波良、降、坐、其、加波加美、哭聲を

聞給ふなり、○有啼二字、○之ハ捨て、○尋聲尋ハ登米豆
 と訓、聞、ハ聲を彼所と聞尋、略、ハた
 聲を登米豆と云、乃、催馬樂、左加支波乃加表加
 久波之美止女久礼波、古今集、下、小花あき水のまに
 〳〵とめとせむ、山ム春と那とあり、に、
 似たり、貫之集、鳴鹿の聲をやめ、秋萩の咲、
 尾上、我ハ來ム、
 此、登米、毛と云、言を添、云、事多、
 往者、見、今本、見、とあり、玉篇、見、下二、卷五、見、此
 云、矩貳磨儀とあり、通證五の一、下、十七、卷八、丁

都磨磨神部泥底古事記百種原宮段大神歌本延表
 斯麻加架万葉七の廿五丁小過街人爾街卷目心が
 どあきば然ふ子と思へど上小引了矩貳磨儀万葉
 廿の五丁小久爾磨藝あどあふ儀獨音ふと對と
 何那形りはて古事記傳十一の五丁小磨儀の儀清濁
 べきと定めらるゝと何今按ふ儀の本清音あ
 通いせ磨ハ真儀ハ保流の切布形を久催馬樂垂
 阿流之者毛佐加奈末支爾とあり是酒樂欲○有一
 捨下○老公ハ和名抄類老幼小日本紀私記云老公與
 雙同ハ同抄小史ハ見えざれ老人稱也と何系ハ同抄類同
 小翁老人也和名於岐奈と何るを云那下廿二卷二廿
 丁小長老三卷九廿五卷丁卅三小後老人六卷丁七卷一十
 丁小老父万葉八の廿五丁小石川朝臣老夫と云人名
 見え十六の九丁小老夫の歌爾と茂あり

卅卷丁四小昔是ら残於幾奈と訓下和名抄老幼類古老
 と云事紀中不見え後世小宿老と云稱あきと是
 ハ村の長と云るあがら老人と云事小あきと
 ちれど本ハ老人を云万葉十七丁四十五志の於吉奈
 より出稱あきと云
 のことだふ後十八丁卅五小多比能於伎奈あど何り○
 老婆ハ和名抄類老幼小嫗和名於無奈老女之稱也古事記
 傳九丁十八小於美奈と訓べ和名抄の於無奈ハ訛き
 續紀十三小紀朝臣意美那と云婦人の名も見也抑老
 女を意美那と云ハ婦きと云美那と云と對て大と小と
 を以て老と婦とを別て思ふ又伊那那岐伊那那
 美あどの御名の例を以て思ふ小意伎那意美那ハ使
 別て美と稱あると云ハ男女と出下三卷九十五卷丁十一小老
 嫗十四卷丁十三廿卷丁四小老女古事記近飛鳥小老嫗是
 ○日本書紀訓考八卷
 四

らを於美奈と訓ふ○中間置い、奈加爾須惠互と訓て
間い捨べし催馬樂垂玉太万多礼乃乎加米乎奈加爾
須惠天又置とむのりハ、万葉十一丁ニ人祖未通女兒
居守山邊柄施頭歌十九丁ニ小矢形尾乃麻之路能鷹
乎、屋戸爾須惠あやあり古事記傳廿一の五十丁ハ、居
て置とあひ、冠又杯あやを居る云あり、此○一ハ
の須字ハ人あきば字の如く置てと云如く、捨て○少女ハ上訓考三卷小出○撫而ハ加幾奈泥互
と訓べし加幾ハ手しを爲所行を云奈泥も同くこわ
殊小愛うほむむり然そ事形り、下廿七卷丁三小
予金榮於福信而撫其背褒賜爵祿廿八卷九小天皇謂

高市皇子云云爰天皇譽之携手撫背曰云云万葉六五
丁小宇頭乃御手以搔撫曾五丁九小比宜可伎撫而十
九丁ニ小矢形尾乃麻之路能鷹乎屋戸爾須惠可伎奈
泥見都追飼久之余志毛あやあり古事記曰故所避追
而降出雲國之肥河上在鳥髮地此時箸從其河流下於
是須佐之男命以爲人有其河上而尋覓上往者老夫與
老女二人在而童女置中而泣とあり○誰也を多礼曾
と訓事同傳九丁十九小出○何ハ以加奈流事尔互と訓
て○爲何能多米尔と讀むの恐あればあや○之ハ捨て○如此耶より
上の問曰へ返りて讀べし古事記も問賜之汝等者

誰とありて、老夫の白せし言の次、亦問汝哭由者何と有て、再度あるを此より一ふ宣給つゝあり。○是は捨て、○國神ハ、同傳九天、神、對、て、云、出、○脚摩乳我妻號手摩乳、此中の我ハ捨つゝ古事記ハ、僕名謂足名推妻名謂手名推ア、レ、ナ、ツ、チ、メ、ガ、ナ、ハ、テ、ナ、ツ、チ、ト、同傳九櫛名田比賣を、撫、愛、ミ、ツ、由、の、名、よ、て、是、撫、豆、知、の約りたる所、久られば是ハ比賣の須佐之男命の御妃ハ爲給ひて、後ハ御親を思ひて、林ノ、ミ、ノ、と名のぞと出、○さて妻ハ、米と訓べし、抑米と云、稱ハ女の通名、小娘、少女、婦、姑、女、公、妾、などの米是あり、はくこ、い上、小何と指て、米と云、泊、瀨、て、い、大、和、女、小己が妻を云ふ、いたゞ米と云、久和名抄夫、妻、類、ふ茂妻和名米と云、久こい古

くより然云、り、り、る、べし、さて此ハ我妻と書きたるふき、用、り、つ、め、く、だ、は、く、古、事、記、ハ、僕、者、國、神、大、山、津、見、神、之、子、焉、僕、名、謂、足、名、推、妻、名、云、云、と、何、ふ、僕、名、二、字、ハ、讀、べ、し、り、龍、を、い、上、小、僕、者、と、云、○童、女、と、書、き、り、此、ふ、此、二、字、ハ、龍、を、い、上、小、僕、者、と、云、○童、女、と、書、き、り、此、ら、や、る、き、ハ、今、本、ヲ、訓、メ、と、訓、き、ど、も、表、登、米、ハ、愛、了、中、云、せ、ぬ、事、あり、牟、須、米、と、訓、べし、和、名、抄、ハ、娘、和、名、無、須、古、書、皆、然、り、女、少、女、之、稱、也、と、何、り、○是、ハ、捨、て、○吾、子、也、の、也、ハ、志、豆、と、訓、○奇、稻、田、媛、媛、ハ、今、本、姫、と、何、り、ハ、誤、り、あり、押、姫、皇、孫、の、胤、ハ、書、き、國、神、又、ハ、臣、下、の、女、ハ、一、下、一、書、共、小、媛、字、を、書、き、例、あり、此、ハ、國、神、ハ、さ、ば、一、下、一、書、共、小、媛、ハ、媛、と、何、き、ば、今、改、へ、あり、古、事、記、ハ、櫛、名、田、比、賣、と、あり、名、義、同、傳、九、廿、八、丁、四、小、櫛、名、田、比、賣、須、賀、地、

名田と云ふは久志の志小伊の韻那れ自ら出神名帳
山城國相樂郡綺原坐健伊那太比賣神社能登國能
登郡久志伊奈太伎比賣神社出雲風土記飯石郡條小
久志伊奈太美等與麻奴良比賣命とあり又駿河國
安井郡小梳神社ハ素戔鳴尊と奇稻田媛を祭と云り
○此より上の對曰へ返りて伊布登申須と訓○哭者
ハ彌奈久と訓て上ハ麻多と讀添べしは彌奈久の
彌ハ音あり万葉二長歌ハ哭耳呼泣尔十四丁ハ可加
奈久和之能彌乃未乎可古今集一戀ハ我國の梅のハ
え小鷺の音ハ鳴ぬべき戀もそ子ハ茂あど猶あり

久祿とも然く紀中ハ二卷丁ハ鳴十一卷丁ハ廉
鳴又十六聲あどを訓りはてハ素戔鳴尊の御言ハ
何為哭之如此耶と問給つるハ御答申せ給り○往時
ハ捨テ○兒ハ年須米と訓べト○八箇ハ也多利と訓
べト今本此をハヤヲトメと訓り古事記ハ八稚女
日代宮殿の二孃女ハ我引きたれども己ガ女を衣
登米と云べしハ己ガ女ハ事上ハ云ハハハ彌の意ハ又ハ實の
代宮段ハ己ガ女ハ事上ハ云ハハハ彌の意ハ又ハ實の
ざれば表登米と云べしハハ彌の意ハ又ハ實の
ハ人ハも有べト也上黄泉國段ハ醜女ハ八人と有ハ
ハ云ハハ人ハを比登利也多利ハ多利ハ多利ハ多利ハ
ハ幾人ハ多利と云ベシ又多利ハ多利ハ多利ハ多利ハ
云ベシト下三卷大御歌ハ毛那比咎とあり○少

女二字捨て、○毎年古事記も如此有り、毎年と云、事
心得、自井
宗因ハ一本ハ毎生とあると、下、一書ハ毎生とあるハ
依テ、此ハ然訓ベシト云レ、毎生とあるハ、一書の傳
あり、警華山蔭ハ、年宇一本ハ生とあり、一書ハ依テ
改メ、たふとの事、實ハ毎年ハいハ、あり、此ハ依テ
の文、やらの事、常ハ多ク、け、此上ハ曾礼と讀添、べ
レバ、改メ、ざとあり、
 ○爲ハ岐大蛇ハ、古事記ハ、身一有ハ頭八尾と
 云、次文ハ、頭尾各有ハ岐ふとあり、如ク、頭ハ尾ハ有
 け、其を也、麻多トハ云、了、多、べ、大蛇ハ、古事記ハ
 速呂智和名抄類、蟲、多、も、蛇、日本紀私記云乎、呂知と何
 り、名義、古事記傳九丁、廿、三、ハ、呂智の、如、大、蛇、ハ、尾、於、村
ハ、同、言、ハ、て、智、出、さ、て、爲、ハ、爾、と、訓、べ、○所吞ハ、能
ハ、穀、谷、あり、と、

麻礼爾氣利と訓べ、古事記ハ、來喫とあり、ハ、何
イ
き、ふ、て、も、ある、中、此、紀、の、方、優、き、り、そ、ハ、大、蛇、ハ、人、を、吞

と、乃、あ、れ、バ、所、也、○少童ハ、牟須米と訓べ、○臨被吞
ハ、能、美、那、武、登、志、氏、○無由脱免ハ、幾奴倍幾時奈礼婆
今、本、の、訓、ハ、字、ハ、依、た、き、バ、○故以ハ、加久○哀傷ハ、奈
漢、籍、を、讀、如、く、と、み、て、由、あり、
 久と訓て、下ハ登申須と讀べ、古事記ハ、我之女者
自、本、在、ハ、稚、女、是、高、志、ハ、同、傳、ハ、和、名、抄、ハ、出、雲、國、神、門、
之、八、俣、速、呂、智、每、年、來、喫、今、其、可、來、自、故、泣、と、あり、○若
ハ、捨、下、○然者ハ、此少童ハ、やが、其大蛇ハ、の、ま、る、べ
多、れ、バ、我、ハ、奉、せ、と、の、御、言、の、初、あり、○汝當以女奉吾

耶ハ汝以女當奉吾より上の勅日へ返りて讀べト古
 事記より遠呂智の狀を問給ひて後ふ詔其老夫是汝
 之女者奉於吾哉とあり○隨勅奉隨勅ハ御言能麻邇
 麻爾と訓べし古事記上のふい答白恐亦不覺御名爾答吾
 者天照大御神之伊呂勢者也故今自天降坐此の自天
 召ふべくて爾足名推手名推自然坐者恐立奉と有り
 下以也

故素戔嗚尊立化奇稻田媛爲

湯津ツマ爪グシ櫛ニトリ而ナシテ挿ミ於ニ御髻シタマヒ乃ア使シ脚ナヅチ
 摩テ乳ナ手ニ摩ヤシ乳ホ釀ヲリ八ノ醞サケ酒ヲ并カ作マ假シ
 廢ナラバ假カ廢キ此コレ云ク八ツ間クリ各リ置テ一ツ口ツ槽ツ
 而サケ盛ヲ酒モ以リ待テ之マ也マ至チ期ナ果モ有イ大ヒ
 蛇ケリ頭カレカシラ尾モ各ミ有ナ八ヤ岐マ眼タ如アリ赤メ酸ハ醬アカ
ケリカレカシラモミナヤマタアリメハアカチノコト
ナラバカレキコレ云ツクリテサカブネヲヒトツツオキ
サケヲモリテマキマフニ
ケリカレカシラモミナヤマタアリメハアカチノコト

赤^{セキ}酸^{サン}醬^{シヤウ}此^{コノ}云^{クニ}松栢^{ソウヒ}生^ラ於^ニ背^セ上^ノ而^{シテ}

阿^カ箇^ガ箇^ガ鵝^ガ知^チ松栢^{ソウヒ}生^ラ於^ニ背^セ上^ノ而^{シテ}

蔓延^{マンニ}於^ニ八丘^{ヤチ}八谷^{ヤチ}之間^ノ及^キ至^リ得^ル

酒頭^{シウテ}各^{オノ}一^{ヒト}槽^{サウ}飲^ム醉^シ而^シ睡^ム

立^タ今^{イマ}本^ホ多^タ知^チ奈^ナ賀^ガ良^ラと^シり^テ是^{コト}よ^クら^ト
古事記傳九の
廿九丁
み、タチ
同言ありとあり、
古事記
海神、
宮段、
小璵任著、
朝倉、
隨奴、
萬
葉一
丁廿二、
小神長柄、
長柄、
借宗、
二、
丁廿四、
小皇子隨、
ふとあり
ふ同く、
立てあり、
ふとあり、
云意あり、
○化云云為陽

津^ツ爪^{ツメ}櫛^シ而^{シテ}古事記^ニも^モ於^ニ湯津^{ユツ}爪^{ツメ}櫛^シ取^リ化^ス而^{シテ}あり^テ湯津
爪^{ツメ}櫛^シハ上^ノ訓^ニ考^ス五^ノ卷^ニ、
出^ス、
為^シハ爾^ニ化^スハ取^リ奈^ナ志^シと訓
べ^シト、
同傳九^ノ丁廿九、
此物^ヲを變化^セて、
彼物^ヲハ為^スあり
とあり、
古事記^ニ、
建御名方神^ノ、
建御雷神^ノの取^リ其^ノ御手^ヲ者
即^チ取^リ成^リ立^ツ氷^ニ亦^モ取^リ成^リ劍^ニ刃^ニ云^フ云^フとあり、
類^{アリ}、
又^モ下^ノ一^ノ書
ハ、
素戔^ノ鳴尊^ノ、
乃^チ拔^キ鬚^ヲ、
散^ラ之^ヲ即^チ成^リ杉^ニ、
又^モ拔^キ散^ラ胸^ノ毛^ヲ、
是^レ成^リ檜^ニ、
尻^ノ毛^ハ是^レ成^リ被^シ眉^ニ、
毛^ハ是^レ成^リ櫛^ニ、
又^モ古事記^ニ、
段^ノ明^宮、
小伊豆^ノ志^ノ袁^ノ、
登^リ賣^リを^シ得^ル心^ヲと^シて、
春山^ノ之^ノ霞^ヲ壯^ク士^ト其^ノ母^ヲ、
小申^ス、
即^チ其^ノ母
取^リ布^ヲ遲^ク葛^ヲ而^{シテ}一^ノ夜^ヲ之^ノ間^ニ、
織^リ縫^フ衣^ヲ、
禪^ヲ及^キ襪^ヲ、
亦^モ作^リ弓^ヲ、
矢^ヲ令^シ服^ス
其^ノ衣^ヲ、
禪^ヲ等^ヲ令^シ取^リ、
其^ノ弓^ヲ、
矢^ヲ遣^ハ、
其^ノ孃^ノ子^ノ之^ノ家^ニ者^ト、
其^ノ衣^ヲ、
服^ス及^キ弓^ヲ、
矢^ヲ

悉成藤花とあるも此と同じ、この物の己不從て
 ハ其身の徳ふて、其を物小變化術有り、形多べト、次一書
 定、其禁厭之、濁とあるハ、昆虫之災を攘むとての事
 不れども、是ハ准て見キバ、此物を變化厭も有、故ハ
 明宮、段の如き事。○挿於御髻、髻ハ上訓考六卷、出、こ
 も有、一ふるべト。ハ擲、小形、給ふる、稻田媛を大蛇、小見、古傳、一きの所
 行、あり、さ、て、此、上、小奇、稻田媛とある、媛も、今本、姫と有
 る、誤、ふれ、ハ、今、改、む。○乃ハ、捨、べト。○ハ、醞、酒、古、事、記
 小ハ、鹽、折、之、酒、とあり、同傳九卅一、不私記、或、説、一、度
 其、糟、更、用、其、酒、為、汁、亦、更、醞、之、知、此、八、度、是、為、純、醞、之、酒
 也、謂、之、鹽、者、以、其、汁、八、度、絞、返、故、也、今、世、亦、謂、一、度、便、為
 一、鹽、也、謂、之、所、者、以、其、八、度、折、返、故、也、是、古、老、之、説、也、と
 あり、此、説、大、く、返、し、八、度、折、返、と、云、ハ、古、何、事、ふ、り、也、

廻、復、て、物、を、折、と、云、る、ふ、や、物、語、書、小、折、返、し、説、ふ
 ぶ、ど、あり、又、酒、折、池、酒、折、宮、あり、と、云、も、何、を、思、へ、バ、折
 ハ、酒、を、造、み、殊、云、言、ある、べト、云、出、○使、釀、古、ハ、酒、造
 云、幾、度、も、折、返、し、釀、意、ある、べト、と、出、○使、釀、古、ハ、酒、造
 を、加、牟、と、云、り、造、故、あり、と、云、ハ、誤、あり、此、事、古、事、記、傳
 九、小、加、牟、ハ、和、名、抄、小、麴、を、加、無、太、知、と、ある、ハ、か、び、た
 ち、る、で、俗、ハ、花、の、付、と、云、是、あり、は、せ、バ、酒、も、か、び、た、せ、く
 作、了、意、ふ、て、加、牟、と、云、あり、と、出、○假、廢、小、同、書、九、小、後
 小、物、見、了、料、小、搦、ふる、佐、出、○八、間、小、同、書、九、小、後、
 自、伎、と、云、物、是、あり、と、出、○八、間、小、同、書、九、小、後、
 頭、ハ、尾、ハ、谷、ハ、塩、ハ、門、何、き、も、懋、ふ、七、ハ、ツ、の、ヤ、ハ、出、○并
 ハ、あ、く、で、本、い、た、ど、多、き、を、云、る、ある、べト、と、出、○并
 作、并、ハ、奈、良、倍、と、訓、べト、古、事、記、小、且、作、廻、垣、於、其、垣
 作、八、門、每、門、結、八、佐、受、岐、と、あり、と、四、方、の、如、聞、ゆ、ふ、

此ハ然^サあ^ラて一向^{ヒトナキ}ハ間^{カク}あり^ヤ故^{コト}ハ并^{ナシ}と^リ云^フる
乃^ナ久^ク也^ヤ傳^{デン}の異^イあり^リ乃^ナ久^ク○各^{オノ}ハ捨^スて○槽^{サウ}古事記^{コト}ハ
ハ酒^{サケ}船^{フネ}とあり^リ今世^{イマヨ}ハ酒^{サケ}を絞^{シホ}出^デ箱^{ハコ}を如^{カク}此^{コノ}云^フる^{コト}此^{コノ}
ハ云^フる^{コト}より^ノ事^{コト}乃^ナ久^ク○置^{オキ}一口^{イチク}一口^{イチク}ハ比^ヒ登^ト都^ツ豆^{マメ}
都^ツと訓^ツべ^ト古事記^{コト}ハ每^{オノ}船^{フネ}とあり^リ○盛^{モリ}酒^{サケ}古事記^{コト}ハ
も盛^{モリ}其^{コノ}八^ヤ塩^{シホ}折^フ酒^{サケ}而^テとあり^リ盛^{モリ}と^リ槽^{サウ}ハ酒^{サケ}を滿^{ミタ}む^ル
り^リ下^{シタ}十六^{ジュウロク}卷^{マキ}五^イ丁^{テウ}影^{カゲ}ハ拖^タ摩^マ暮^モ比^ヒ彌^ミ逗^ヂ佐^サ倍^ヘ母^モ利^リと
あり^リハ水^{ミヅ}を器^キハ入^イレ^ルを母^モ流^ルと^リ云^フあり^リ○以^イ○之^シ
世^セも捨^スて○大^{オホ}蛇^{ヘビ}の下^ノハ奈^ナ毛^モと讀^ク添^ソて上^ノの○至^シ期^キ果^ケ
有^アへ返^ヘて云^フ志^シ賀^ガ如^ニ幾^キ余^ニ利^ケと訓^ツて有^アハ幾^キ余^ニ利^ケハ

當^{トク}き^リ鬻^ウ華^カ山^{サン}蔭^{イン}ハ果^{クワ}有^ル大^{オホ}蛇^{ヘビ}の^ノ下^ノハ來^キ字^ジ無^クハ足^{タリ}と
古事記^{コト}ハ信^シ如^ニ言^フ來^キとあり^リ○頭^{カシラ}尾^ビ各^{オノ}此^{コノ}上^ノハ加^カ礼^レと讀^ク
添^ソむ^ル頭^{カシラ}と尾^ビの下^ノハ毛^モと讀^ク添^ソ各^{オノ}ハ美^ミ奈^ナと訓^ツべ^ト此^{コノ}
文^フ古事記^{コト}ハ初^{ハジメ}ハ須^ス佐^サ之^シ男^ヲ命^ノの問^ノ給^{ケル}ハ處^{トコロ}ハあり^リ
さて大^{オホ}蛇^{ヘビ}の來^キたる趣^{オモヒ}あり^リ又^{マタ}頭^{カシラ}ハ上^ノ訓^ツ考^{カウ}四^シ卷^{マキ}ハ出^デ尾^ビ
ハ上^ノ一^{イチ}卷^{マキ}ハ揺^ユ其^{コノ}首^{カシラ}尾^ビ和^ワ名^ナ抄^{セウ}羽^{ハネ}旗^{ハタ}ハ野^ノ王^ヲ案^ア尾^ビ乎^カ鳥^ト
獸^{モノ}尾^ビ長^{ナガ}引^ヒ也^ヤと見^ミえ古事記^{コト}ハ朝^{アサ}倉^{クラ}宮^{ミヤ}段^{ダン}ハ麻^マ那^ナ婆^ハ志^シ良^ラ表^ハ
由^ユ岐^キ阿^ア閑^{カン}とあり^リ○八^{ヤチ}岐^キ岐^キハ和^ワ名^ナ抄^{セウ}身^ミ體^{テイ}ハ勝^{カチ}和^ワ名^ナ萬^{マン}
太^タ兩^{リウ}股^コ間^{カン}也^ヤ字^ジ鏡^{キョウ}足^{タリ}ハ跨^{カス}股^コ也^ヤ乃^ナ太^タ乃^ノ佐^サ々^ツ比^ヒ又^{マタ}極^{キョク}木^キ
乃^ナ万^{マン}太^タ々^ツあり^リ○赤^{アカ}酸^{サン}醬^{ジャン}古事記^{コト}ハ赤^{アカ}加^カ賀^ガ智^チとあり^リ

り此物同傳九ノ赤林都實又酸醬和名抄保豆智と云あり
此謂赤加賀野者今酸醬也と云酸醬出○背上ハ上訓考
ハ谷川氏ハ火々聲ありと云と云五卷
 八十ノ出○松ハ和名抄木松萬豆○栢も同抄類ノ
 栢加閑とあり通證栢ハ香重也と云是を今世加
 轉て誤り云古事記ハ其身生蘿及檜楹下一書ノ毎
 頭各生有石松とあり○八丘八谷ハ古事記ノ谿ハ谷
 峽ハ尾とありノ依て谷を先サして讀べノ又丘を乎
 と云ノ例上卷丁十二ノ畝丘とほり○之間ハ乎と訓○
 蔓延へ返て波比和多利幾と訓べノ蔓ハ今本蓋ノ誤
 今改むきて波比ハ常ノ延字万葉十の廿三丁ノ
真田葛延繩延其餘

ふりを注し訓どル此ハ蔓ハ波布物おれば借用ぬ延
 字も又訓ハ能夫おきバ和多流と云小當らせり乃了
一眼満太高石窟段ノ發温あり波比ハ物
 の長く連之を云和多流ハ其狀を云辭あり源氏物語
多あり又須磨と明石の間をハへわこると云是を
古事記傳十二の四十七丁ノハ言あり於ハ之間二字を
乎訓バ字續ハ見當らざきバ○捨べト○及至得
 酒ハ此雨此酒船乎美互と訓べト酒ハ上小槽ノり系
二同ト即次も一槽とあり○各ハ字ノ如く訓べト
こハ上と別て八槽の中小頭を入しも乃り又未ど

不入も有べしきて終る皆槽入頭を入るあり○一
 槽ハ酒船毎ふと云むが如し○頭ハ下ふ垂字あど有
 此作八門毎門結八佐受岐每其佐受岐置酒船而每船
 盛其八塩折酒と云又神集集神議議下二卷十三小結
 百八十紐とありあど同く讀ぶきあれば飲ハ上ふ
 属て能美枳と訓次の醉而睡ハ大蛇を指て加礼飲惠
 比互伊禰多利幾と訓べし飲ハ万葉五十五小阿乎夜
 奈義烏梅等能波奈乎遠理可射之能彌互能能知波知

利奴得毋與斯十八丁二 小乎里安加之許余比波能麻
 牟云云又醉而ハ下三卷十一小徑醉催馬樂飲小左介
 乎太宇戸天太戸惠宇天あどあり古事記曰故隨告而
 如此設備待之時其八候速呂智信如言來乃每船垂入
 己頭飲其酒於是飲
 醉皆伏寝とあり
 時素戔鳴尊乃拔所帶十握劍
 寸斬其蛇至於劍刃少缺故剖

裂其尾視之中有一劍此所謂

草薙劍也クサナギノツルギナリ 草薙劍此云俱婆那サナギ

本名天襲雲モトノナハアマノムラクモ 劍蓋大蛇所居之ツルギノハコハオホスナヘ

上常有雲氣ウヘツネニクモクケリ 故以名歟至日本コノユエニナナリヤマトクノ

武皇子改名素戔嗚尊曰是神トノキヨリナラクサナギ 曰草薙劍ツルギトアラタメマラ 素戔嗚尊曰是神スサノヲノミコトノリタマハクコハアヤシキ

劍也吾何敢私以安乎乃上獻ツルギナリケリアガ 劍也吾何敢私以安乎乃上獻アマテラスオホ

於天神也

時ハ古能登幾と訓べト○乃ハ捨て○寸ハ今本ヅタ

ヅタと何久しきと古言ハ初を濁例あり又此言此よ

り餘小見え古事記傳廿四の十一丁卅八の卅八丁

と好の初小幾太あどみ寸ハ幾太と訓べしと何久しき

須多と云又物の細少今世壁塗料小葉を細み切し

都ハ通ひ須多須多とも都多都多とも云言ありべ

ト是ハ依て須多須多と訓べト言の本ハ少き把を佐

るべし。○至ハ、斬給布時と訓べし。五だきき五の三丁
尋常の大蛇ふあつて、近江國、伊布岐山に住る多美
比古命亦名夷服岳神と云、あつて、神の化きりふく
出雲國まや住瀧て、云云とあるハ、帝王編年紀
の俗説を信用て云きりふて、ハ、帝事あり
加祁幾と訓べし古事記ふハ、斬其尾時御刀之刃毀と
はり
○割○中ハ捨て
○一ハ、阿夜志幾と訓べし
是を
又ハ一劔ふて、ツルギヒト
紀中ハ、神怪奇奇怪怪異不
ツあど訓るハ、漢籍讀あり
聽ハ二卷廿室ニ丁
あどを訓り、言意ハ古事記傳三十四
四ハ、歎て阿夜と云、よと出語、辞あり
ハ、萬葉一藤原、役
氏、作ハ、神龜毛、四ハ、み足柄の箱根山ハ、粟蒔て、實とを
歌、成るを阿波奈久毛安夜志十七
立山歌
一丁
み見礼登毛

安夜之十八十五ハ、安必意毛波受安流良牟伎美乎安
トシテ
夜思苦毛あど見ゆ、さて一を如此訓るハ、古事記不取
此、大刀思異物而とあるハ、依○此ハ古波○草薙劔ハ
下ハ云べし下十七卷
丁ハ、於河上虹見如蛇四五丈者
掘虹起處而獲神鏡と云事あり
○天叢雲ハ、古語拾遺
稱ハ下文の注の如く、ハ、常住雲立るを云
ハ、京、神別、上
額田部宿禰段ハ、天、村雲、神見ハ、神名帳ハ、阿波國
殖麻郡天村雲神、伊自波夜比賣神、社二座あり
ハ、漢文ふてハ、おわつて、物を推量て定めたる處ハ、置
ハ、了さばある故ハ、此ハ、はる意ハ、用ひて、きハ、下ハ、名
與と疑の歟、字を置き、又ハ、萬葉ハ、詠ハ、若ハ、か、くハ
あつて、むろと云、處ハ、不用ひ、りハ、玉勝間ハ、廿三丁ハ
出、古波と訓て、是者と云、意ハ、見るべし
○之ハ捨て
○

有ハ多知氣利と訓て○氣ハ捨べト○故以名歟ハ此
由惠能那々利○日本武皇子此尊の出給へト七卷小
ハ尊とあきべ此も然訓べト名義ハ訓考廿四卷十二
丁云云ト云ト云ト云ト今按小
至云云より後、人の書加へあるべト、その草薙劍の舊
名天、兼雲ふて、文、足り上みかゝる注あるハ、皆然り、さ
きバ下、卷小尊とあきをもえあゝる皇太子とい書るを
り、又此、皇子と書るみて、下まて一連の別ある書を取
り、云、或○至ハ時與利と訓べト○草薙劍ハ日本武
尊駿河國ふて、讎火を付しを、此御劍ふて草を薙て向
火を付て焼攘給ひしより、御名といあきると云、事あ
り、猶訓考廿四、○也ハ、奈利利と訓る利ハ少歎意
籠きり、○何敢二字捨て、○私以安私ハ、美毛登爾、以安

ハ於加泥御許不御許○乎乃二字捨て、○天神ハ、下、一書
ふ、た、天とあり、古事記傳九の卅七丁ハ、是ハ正
トぞと聞ゆめ、此、大刀後小御孫命ハ授給へられ、
天照大御神の御許ハ納せり、事ハ明けしとあり、
是ハ古事記ハ、取此大刀、思異物而白上於天照大御神
とあきふ依て、此御名小訓奉るべト○上獻、獻ハ多互
麻都良牟登詔給比互と訓て、素戔鳴尊の御言あり、又
上ハ、奉利給布と訓て語あり、玉だをき五の三丁ハ、其
獻り給ひし、大御神其を御覽ト云、とあき吾劍あり、
吾石屋小屏りし時、近江國、伊布岐山小落、劍あり、
ハ近江と云、國名ハ、倭國小都出來て、其都ハ近き故の名
廻らして、此時カ、云、國名有、其ハ此御言あり、
○日本書紀訓考八卷
○十七

古事記曰爾速須佐之男命拔其所御佩之十拳劍切散其蛇者肥河變血而流故切其中尾時御刀之刃毀爾思怪以御刀之前刺剖而見者在都牟刈之大刀故取此大刀思異物而自上於天照大御神也是者草那藝之大刀也

然後行覓將婚之處遂到出雲

之清地焉乃言曰吾心

清清之地此呼此於彼處建宮
 或云時武素戔嗚尊歌之曰夜
 句茂多菟伊都毛夜霸餓岐菟
 磨語昧爾夜霸餓枳菟乃相與
 俱盧贈迺夜霸餓岐迴乃相與
 溝合而生兒大已貴神因勅之
 曰吾兒宮首者即脚摩乳手摩

乳也チナレトクリタマヒテ故賜号於二神イナタノミヤ曰稻田宮ヌシノカミトイフナラ

主神已而素戔嗚尊遂就於根

國矣イデマシキ

行い捨てて○將誓ハ美阿比坐牟と訓べト阿比ハ上四
小會一面アヒトモニと有りて夫婦と成てハ一ッ小寄ヨルを云事あり
又夫婦ありてハ男女の密通ヒツカヒ
紀中ハ遇娶配相通共三
十七幸妻妃見之あどを訓久万葉十廿八ハ小牽牛與織ヒコボシ

女今宵相天漢門爾浪立勿謹此餘多くあり和名抄兩

壻相謂為姪和名阿比無古とあるハ相壻あり九て會
と相と本一言あるを後みち和名抄ハ兩壻とあり如
きを會と云又上ハ引る會一面と云ハ見
事を云るあり又物の一ッ寄を阿布と云るハ三ハ分
皆然り心して見るハ歌○之○遂ハ捨て○出雲の
下ハ久尔と讀添べ古書の例皆然り上ハ文ハ既ハ出

雲國とあれば此ハ初ハ出雲國之肥河上とありて又
此ハ宮可造作之地求出雲國とありて古事記の
文ハ依り引るハ此より見へ返りて讀到ハ次の清
地より返りて讀○之ハ捨べ○清地古事記ハも到坐

須賀地而とり此地ハ同傳九四十ハ細出雲風土記を

大原郡須賀山、郡家東北一十九里、一百八十步、須賀小川源出、須賀山、又意字、郡野代川源出、郡家正南一十八里、須賀山、とある、此須賀山、即右の大原郡、あるを云、所記熊野、於、り、き、く、同、郡、熊、野、山、の、郡、家、正、南、一、十、八、里、所、記、熊、野、大、神、坐、と、見、也、小、須、賀、山、熊、野、山、の、相、並、べ、出、所、處、あ、れ、バ、熊、野、神、宮、ぞ、須、賀、宮、地、あ、る、ベ、き、と、古、書、地、名、を、云、ふ、山、と、り、川、と、り、又、小、汀、あ、と、云、る、例、ふ、地、と、云、言、を、添、て、云、り、と、見、也、古、事、記、も、此、ふ、地、字、を、添、ら、れ、此、紀、上、一、書、泉、段、ふ、殲、斃、之、地、下、一、書、不、曾、尸、茂、梨、之、地、三、卷、不、吉、野、之、地、又、丁、十六、磐、余、之、地、丁、十七、檀、原、地、あ、ぞ、ろ、ろ、二、卷、不、東、國、機、取、之、地、と、あ、る、地、ハ、今、と、云、る、例、吉、野、國、泊、瀨、國、あ、と、云、き、バ、此、處、ハ、久、余、と、訓、と、云、き、あり、や、と、思、ひ、が、彼、機、取、之、地、の、地、也、登、古、呂、と、訓、と、云、地、と、あ、る、ハ、皆、登、古、呂、と、訓、べ、く、○、清、地、地、ハ

警華山陰、地字、有べきあり、後、人、の、き、ら、ら、ふ、如、だ、る、と、あ、り、衍、あ、れ、バ、削、○、乃、捨、べ、く、○、言、曰、ハ、古、登、阿、碣、志、給、波、久、と、訓、べ、く、○、心、ハ、古、事、記、ハ、御、心、と、あ、る、ハ、依、て、美、と、云、言、を、添、べ、く、○、清、清、之、ハ、同、傳、九、不、濯、濯、斯、岐、あり、抑、禪、ハ、既、ハ、御、身、の、て、被、給、ひ、カ、ど、カ、機、の、盡、終、ざ、り、ハ、も、後、ハ、大、宜、津、比、賣、神、を、不、意、不、殺、給、ハ、惡、行、あり、さ、く、後、ハ、大、蛇、を、斬、て、無、上、靈、劍、を、得、て、獻、給、ハ、此、功、類、を、き、み、依、て、以、往、の、機、ハ、皆、盡、終、な、る、故、ハ、今、自、ら、御、心、ハ、清、々、ハ、今、世、の、言、ハ、心、の、清、と、云、ハ、同、ト、出、○、此、今、云、云、の、小、注、ハ、後、人、古、事、記、ハ、故、其、地、者、於、今、云、須、賀、也、と、あ、る、を、取、て、書、入、置、ハ、を、其、後、ハ、寫、人、此、の、注、と、心、得、誤、て、如、此、ハ、あ、せ、ハ、削、る、べ、く、ハ、紀、中、ハ、其、地、を、注、せ

せふ例と異コトあれば下二、卷六、今在美濃國、藍見川、
亦曰浪華、今謂難沈、記也、今是を讀むハ、此と呼、字ハ
あど、あるとハ異あり、捨べト、○彼處ハ、曾古ト訓べト、こハ其處の能を略け
る言あハ、べト、下十一卷丁四、曾虚珥於望比、十四卷、
大御歌ハ、飢衰ホキ、枳キ、跡ハ、賊ヲ、今本コ、據ル、鳴キ、枳キ、舸カ、斯シ、題テ、万葉
二丁十二、ふ、吾崗ワカノ之於可美爾イミ、言イヒ、而令零雪之推之彼所爾
塵家武チリケムあど、猶多くハ、りハ、古事記傳三の廿九丁、ふ、曾許
此ハ、の彼處ハ、と云事ハ、あて、○建宮、建ハ、都久利志給比、幾キ
訓べ、○或云ハ異書あり、はく次の御歌ハ、素戔鳴尊
の詠せ給へハ、あて、世ふ名高く世一、の歌の初あれば上

丁下、憲ニ、裁ニ、選ニ、可美ハ、如ハ、歌ノ、初ト、撰者漢を主とせハ
云ハ、けハ、きハ、とハ、是ハ、の字の數定らハ、撰者漢を主とせハ
きハ、心ハ、あハ、いハ、かハ、あハ、をハ、あハ、るハ、べハ、あハ、れハ、どハ、も、本文ハ、連ハ、とハ
妨ハ、とハ、あハ、とハ、をハ、凡ハ、て神代卷ハ、古事記ハ、見ハ、えハ、るハ、歌
を皆略きた多ハ、いあぢきあき事あり、かふハ、くハ、ハ漢文
めりはむとて、如此ハ、いあハ、給ハ、つハ、るハ、あハ、べハ、ト、然ハ、るハ、ハ三
卷よりハ、一書の説とてハ至ハ、て少ハ、き故ハ、歌ハ、も本文ハ
連け書きハ、ハ、ハ、と愛度事あり、○武素戔鳴尊ハ、古事記
みも如此ハ、あり、武ハ、上ハ、訓考ハ、五卷ハ、み出ハ、○歌之曰ハ、下三
卷ハ、謠ハ、此ハ、云ハ、宇多ハ、豫ハ、瀾ハ、とあるを引きて、古事記傳九ハ
美宇多ハ、余美志給布ハ、と訓ハ、べハ、とあり、さて古事記ハ

○日本書紀訓考八卷
○廿一

初作須賀宮之時、自其地雲立騰とあるを見をわい
 て詠せ給へるふ、此ふ其文を記されば、若同記
 無き時、いかも解べき由あり、初ハ皆漢小瀧て、
 事ありけり、○夜句、茂多菟、此御歌の注ハ、皆古事記傳
 九ふ出たるを取るあり、けり、弥雲起あり、立轉了幾重も
 り、○伊都毛夜霸餓岐伊都毛ハ出雲の泥久を切て都
 とあれりあり、夜霸餓岐ハ彌重垣ふて、幾重もある、茂
 云、但一ハ實の垣を云ふあり、給へるは重雲さて此御
 歌の詞より起て、國名を出雲と負るあり、四郎太云、是
 出來て後ハ、さる名共ハ、根國とも云ふを、出雲と云、名
 出來て後ハ、さる名共ハ、根國とも云ふを、出雲と云、名

名を地下と云ふ、横さぬ、○菟磨語、味爾ハ夫妻隱ふ
 の説も出來ふけりあり、○菟磨語、味爾ハ夫妻隱ふ
 て、夫婦隱る料ふと云意あり、古事記ハ、妻基母良勢の
 約ハ、○夜霸餓岐菟俱盧ハ彌重垣造ふて、是ハ實の垣
 ぞ、○贈廻夜霸餓岐廻贈廻ハ其あり、菟磨語、味爾の句
 を請て云、常あり、中比よりハ、此格無きを返りて、今世
 の俗の謠歌ハ、常多ハ、是歌謠の自然の終の廻いた
 勢ふて、折返せば、其情深くあり、事ぞ、終の廻いた
 助辭ふて、余と云むが如、似たれども、古意ハ、然ふ
 ぎ、さて一首意を連ね、云ハ、今吾須賀宮を作了時
 八重雲の起よ、此立出る雲、八重垣を成せり、吾夫
 妻隱らむ、此宮の料ふ、雲ハ八重垣を作了事よと、賦給

つるあり此餘の義ある事ありとあり。○相與違合ハ
今本久美登爾於古志と訓り下、一書あり是を於奇御
戸為起とあり、此辭上訓考三出。○大己貴神ハ下、一
書訓注ある處ハ云べし、古事記あり、故其櫛名田比賣
以久美度邇起而所生神名謂八嶋士奴美神、此神娶大
山津見神、女云云生子布波能母遲久奴須奴神、此神娶
遊迦美神之女云云生子深淵之水夜禮花神、此神娶天
之都度閑知泥神、生子淤美豆奴神、此神娶布怒豆奴神、
之女云云生子天之冬衣神、此神娶刺國大神、之女刺國
若比賣生子大穴牟遲神と見え、六世の御孫あるを、此

素戔嗚尊の兒とあり、古事記傳九小凡て上
代あり遠祖をかけて皆意夜と云子孫末々々を係
て皆古と云せば、此も素戔嗚尊の御子孫と云意あり、御
子と申し傳つるより混傳あるべしとあり、○之ハ捨べし
吾兒宮此兒宮ハ上小生兒大己貴神とあり、此宮ハ古事記
根堅洲國段小於宇迦能山之本於底津石根宮櫛布
加斯理於高天原冰椽多迦斯理而須佐之男命の宜
給ひ宇迦和名抄小出雲國出雲郡宇賀同國風土
記小同郡宇賀郷神名帳小同郡宇加神社とあり、地不
初ハ住坐て天、下を宇斯波岐坐て後小梓築宮少ハ轉
坐るあり、べし、此ハ宮とあり、ハ二處の中何きを
言ふハ決り、宇迦能山本宮あり、此宮ハ次小脚摩
乳小稻田宮主と云號を賜たり、稻田ハ上小云、了如

く須賀スガの地の舊名ノて其清スガハ熊野ありべサキバハ此
 宇迦宮ウカミヤの首ノ乃名ノ他地ノの稲田イナダを賜其處ノを云フるル
 兒字コナリハ衍ノて古事記コトワザ此ノ如ク吾宮ウカミヤ首者ノありべサレバ
 今ハ兒字コナリを捨テつク○首ノハ同傳ドウデン九ク七シ丁チヨウ於オ毘登ヒトと訓ツべ
大人ノ意出今按ハ姓ハ首ト云ル是○即ハ也賀ヤガテ
ありとと訓ツべト此言ハ中昔ナカノコト此物語コトワザ竹取物語タケノコトワザ土佐ツクサ日記ニヒギ源氏ゲンジ
あど書シ見ミえて古書コトワザ見ミえズ故レ此紀コトワザ此訓ツ何ノハ
 中昔ナカノコトの訓ツありべト○也ハ古事記コトワザ傳デン九ク小コ奈禮ナレと假字
 付ツられルたりト也賀ヤガテと云フ結ムスありク也ハ字ノハ奈利ナリ
 と訓ツて奈禮ナレとハ訓ツきズ故レ心ココロゆルぬルちチはれルト凡

て此紀コトワザハ義コトを得テ訓事コトワザあれバわカくて有ルぬベト○故
 ○於オ二神ニカミ三字サンジ稱ナハ下シタの稲田イナダ云フ云フの稱ナハ脚摩ケツマ乳ノのノ此
稱ハ差別ありれありク次ツギ一書イツショハ是レを妻メの稱ナとすル時トキハ
せら必ズ一人ヒトの稱ナありク混マシひタるル傳デンありク捨ツべト
 ○稲田イナダ宮ミヤ主ヌシ神カミ稻田イナダハ上ウヘ丁チヨウ小出コデ清スガを稻田イナダ宮ミヤとシル
 云フけル心ココロ稻田イナダ媛ヒメと云フハ此ノ宮ミヤ作ラせラせラせラて御ミコト尊ミコト坐マる
名を上へ廻ら主ヌシハ古事記コトワザ傳デン九ク小首コナリと云フ意コトあり
とあり主ヌシハ能ノ宇ウ志シの約ヨクりルるル然シカバ此ノ主ヌシと
と云意コトありクむシ思フふベいキと其ノ地チを宇ウ志シ波ハ久ク神カミハ
素戔鳴尊坐マるル此ノ主ヌシハ上ウヘ丁チヨウ小出コデ清スガを稻田イナダ宮ミヤとシル
とあり心ココロ稻田イナダ媛ヒメと云フハ此ノ宮ミヤ作ラせラせラせラて御ミコト尊ミコト坐マる
 意コトありク後世コトノチの宮ミヤ々々東宮ヒガシノミヤ三ミ小出コデ長官ナガノカミあり

べーそい古事記訶志比宮段小酒の事を久志能加美
 と詠せ給つゝ加美を同傳卅一卅八小横井千秋考小
 上あり云云諸司小各其長官を加美と云是らの加美
 と同くて酒の首長と云意ありと云る加美小等ト小
主と云る領主の意小あり賜號曰號ハ奈乎と訓べト
 下三卷丁ニ小賜名古事記黄泉國段小賜名號意富加牟豆美
 命ありとあり古事記曰於是喚其足名稚神告言汝者任
 我宮之首且負名號稻田宮主須賀之八耳神故其櫛名
 田比賣以久美度邇起而所生神名云云とあり○
 就ハ伊泥坐幾と訓べト○根國上訓考四小出、
 卷廿丁小出、

一書曰素戔嗚尊自天而降到
 於出雲之八箇耳女子號稻田宮
 主篁狹之御戸爲起而生兒號
 媛乃於奇御戸爲起而生兒號
 清之湯山主三名狹漏彦八嶋
 篠之一云清之繫名坂輕彦八嶋
 手命又云清之湯山主三名狹漏
 漏彦八嶋野此神五世孫即
 國主神篠小竹
 也此云斯奴

○日本書紀訓考八卷

○廿五

一 注 效 清 事 中 因 出

而○到ハ捨シづト○川上カミくルも箇播羅カハシラと訓トづト○則
 捨シて○稻田イナダ云ク稻田宮主イナダミヤヌシ上ノ出デ簀サ狹カ簀サハ今本簀
 小作コサキ通證ツウジ五ノ丁チヨウ二ニ小依コヨて改カむ名ナ義古事記傳九イハレノ四シ丁チヨウ
 須スハ節フシを切キて云クふ出デ八箇耳ヤツミミも其處ソノトコロ小コ伊イ加カ都トの
 夜ヨとあるルを云クふ又マタ足タラシ撫フの阿志アシ奈ナを切キて出デ今按イマニ小コ簀サ狹カハ
 タスタと訓トふ須ス多タハ佐サを延ノボて云クふ須ス多タハ須スハ本ホ書カキ小コ寸サツをス
 都ト小コハ推オシ如カハ岐マあリとあるル○子コハ捨シて○稻田イナダ媛ヒメ此コノ
 小媛コヒメ字ナリを書キしハ此コノ紀キの例レイあり上ノ事コト是レハ誤アり
 ○奇御戸キミコドハウらグの山蔭ヤマカゲハコノ漢文カンモンハコノ轉マがクり
 上ノ訓ト考カウ三サン卷マキ小コ出デ奇キハ久志クシと訓トふ久志クシハコノ陰上カゲノ久志クシハコノ處トコロ
 十四丁シヨウジヨウチヨウ出デ奇キハ久志クシと訓トふ久志クシハコノ陰上カゲノ久志クシハコノ處トコロ

と云意ト以テて此字コノハ書キしテあリるト云クふ猶ナ下カ五十イハ極キョク神カミの處トコロハ云クふト○
 清スガ之ノ云ク清スガハ御父神ミコノカミの鎮チシム坐カる地チあリて上ノ出デ湯山ユヤマの
 湯ユハ借字カふて下廿九卷カ十一ヒト小齋コサイ忌イハレ此コノ云ク踰ユ既キ又マタ大殿オホノミヤ
 祭祀詞サシヒコト小齋コサイ玉タマ作ツクリ等ナリ我ガ持テ齋サイ波利ハカリあリと何多齋ナニタサイ是レあり山
 清山スガノヤマあり此湯コノユを温湯ユメユメと見て谷川氏ヤノカミハ出雲風土記イセノフチノキ
 非ヒ事コトあり主ヌシハ領主リョウシユの意イハレあり云クふ三サン名ナ狹カハ古事コト
 記傳九キデンク一ヒト丁チヨウ三サン御ミコつクあリて狹カハ一ヒト云クの稱ナリ小繫コケツ名ナ坂サカ
 と何多坂ナニタサカ小同コトウ古坂コサカを佐サカとシとも云クりト御都奈ミツナ
 坂サカありと何多ナニタ都奈坂ツナサカハ漏彦ムロヒコの漏ムロも借字カふて都奈坂ツナサカ
 を守護モリゴロ意イハレありト今本イマノホン三名サンナと讀ク狹漏カハムロを佐サカ母流ハハルと讀ク
 ○日本書紀訓考八卷 ○廿六

彦ヒコハ上ノ出ル八島ヤシマ篠ノ
 古事記コトワザ八嶋ヤシマ士シ奴ヌ美ミ神カミとあり其ノを同傳ドウデン九ク十ジュウ
 士シハ知チ奴ヌハ主ヌシありあり大國主オホクニノミコ神國作カミクニノミコ坐イハて天下テンカを宇ウ
 斯波シハ久時クジ遠祖トホノミコあり故ユ如此カク稱イハふヤ若ニシ然ラば
 八島ヤシマ知チ主ヌシとあり云イハすマドクとそとあり如カクくムて上ノ主ヌシ
 も領主ネノリヌシの意イありそ湯山ユヤマの主ヌシあり下ノ主ヌシハ稱イハて云イハ
 りあり○一云イツクニハ異書イシヤクあり然シきども此ノ神カミの名ナのミ
 きバ別段ワケダンあり立タて此ノ例レイ上ノありあり○清スガ之ノ云イハすマ
 坂サカハ上ノ三名ミナトハ美ミを略シき名ナ佐サを名ナ坂サカとありて上ノ
 狭サハ御ミ名ナ坂サカの略シきあり事コトをありせセるあり輕カレハ地チ

名ナありルべクけキと思オモひ得エ
 流リハ大和國オホヤマトクニ高市郡タカシノの餘ノ見ミえズ此ノ名ナハ後ノチ手テハ根ネ
 通トウひキ稱イハ名ナあり○又云イツクニの名ナハ初ハジメと同トナリたカ篠シノ
 の志シを略シきあり○五世孫イツクノミコとハ古事記コトワザ
 御世ミヨ嗣ソクを記シきテ次ツギ第ダイ上ノ出デせル又孫ミコを美古ミコ
 と訓事コトワザも其處ココ云イハすマ
 名ナを八嶋ヤシマ士シ奴ヌ美ミ神カミと混マシへル云イハすマ偽イツク文フミを取トルて古事記コトワザ
 記シき六世ムツノハ皆ミナ大己貴オホニギハヤヒ神カミの異イ名ナと云イハすマ又玉木タマキ葦アシ
 相アイ混マシ也ナリと云イハすマあり皆ミナ古書コトワザを見ミる眼メ闇ヤミ夜ヨの如カク
 意イハ漢カンふれバかク少シ細コト切キ不フ記シきテ古事記コトワザ
 文フミ見ミえズりテあり是レ皆ミナ舊事紀コトワザの偽イツク書フミを實マコト傳デンと思オモひ
 誤アヤりテ起オキきテ事コトあり又近チカ年トシ平田ヘイデン萬胤マンイン主ヌシ此ノ六世ムツノ
 小異說コトワザを云イハすマ事コト古史コトワザ徴シ見ミゆル此ノ人ヒトの學ガク問トふル

一書曰是時素戔嗚尊下於
 安藝國可愛之川上也彼處有

 鳴士奴美神とあり
 謂之佐々とは見ぬ此物の事上
 訓考七卷云云云云
 謂之佐々とは見ぬ此物の事上
 訓考七卷云云云云
 謂之佐々とは見ぬ此物の事上
 訓考七卷云云云云

神名曰脚摩手摩其妻名曰稻
 田宮主篁狹之八箇耳此神正
 在姪身夫妻共愁乃告素戔嗚
 尊曰我生兒雖多每生輒有八
 岐大蛇來吞吞不^レ得^レ一存今^レ吾
 產恐亦見吞是^レ以^レ哀傷素戔
 尊乃教之曰汝可^レ以^レ衆菓釀酒
 八^ノ甕^ニ吾^レ當^レ爲^レ汝^レ殺^レ蛇^ニ
 設酒至產時必^レ彼^レ大^レ蛇^ニ
 吞兒焉素戔嗚尊勅蛇曰汝^レ

 此小竹也
 訓考七卷云云
 謂之佐々とは見ぬ此物の事上
 訓考七卷云云云云

○日本書紀訓考八卷

○廿八

可^カ畏^コ之^カ神^{ナリ}敢^{イカ}不^セ饗^マ乎^ヒ乃^カ以^ヤ八^メ甕^サ
 酒^フ每^ク口^ゴ沃^サ入^タ其^ソ蛇^ヲ飲^ノ而^テ以^ヤ八^メ甕^サ
 戔^サ鳴^フ尊^ミ拔^キ劍^ヲ斬^リ之^ヲ至^ス劍^ヲ斬^リ而^テ以^ヤ八^メ甕^サ
 刃^ハ少^ク缺^ク割^リ而^テ視^ス之^ヲ則^チ劍^ヲ斬^リ在^ル尾^ノ中^ニ
 是^ハ號^ス草^ノ薙^リ劍^ヲ執^ツ田^ヲ祝^フ今^ハ在^ル部^ノ所^ニ掌^ニ之^ヲ鹿^ノ宮^ニ正^ス
 湯^ユ市^ノ村^ニ即^チ蛇^ヲ劍^ヲ號^ス曰^ク部^ノ所^ニ掌^ニ之^ヲ鹿^ノ宮^ニ正^ス
 是^レ也^{ナリ}其^ノ斷^リ上^ニ也^{ナリ}是^レ後^ニ以^テ稻^ノ之^ヲ觸^ル宮^ニ正^ス
 此^ハ今^ハ在^ル石^ノ上^ニ也^{ナリ}是^レ後^ニ以^テ稻^ノ之^ヲ觸^ル宮^ニ正^ス
 主^シ篁^ノ田^ノ媛^ノ遷^リ置^ク於^テ出^ル雲^ノ國^ニ歎^シ髮^ヲ觸^ル川^ニ
 奇^ク主^シ篁^ノ田^ノ媛^ノ遷^リ置^ク於^テ出^ル雲^ノ國^ニ歎^シ髮^ヲ觸^ル川^ニ

上^オ而^テ長^シ養^マ馬^ヲ然^カ後^ニ素^ス戔^サ鳴^フ尊^ミ以^テ
 爲^シ妃^ト而^テ所^ニ生^ル兒^ヲ之^ヲ六^ツ世^ノ孫^ト是^レ曰^ク
 大^ナ己^ビ貴^ク命^ヲ大^ク巴^ヲ貴^ク此^レ
 云^ハ於^テ褒^ム姪^ト娜^ト武^ヲ智^ヲ

到^リ捨^テ之^ヲ○安藝國可愛之川上ハ、玉木葦齋ハ、神武
 地^ニあり今三好川と云と云ハ、紀伊葦齋ハ、神武
 國安藝郡府中や、今又可愛川と云と云ハ、或ハ安藝
 説ハ、山縣郡戸内村ハ可愛淵と云ありて、其水源ハ
 十方山と云高き山あり、石見出雲二國と堺を攝
 此可愛川ハ今可部川と云又古事記傳十八の十三丁ハ
 藝郡漢部とあり地あり、さく廣島より出雲石見へ通
 上道此可部川ハ添て上る道あり、根谷川と云ハ、川
 合川と云、八岐八蛇の住る跡と云あり、又廣島より西ハ、川

○日本書紀訓考八卷

○廿九

ありと云りとあり、是ら山崎美成、世事百談三の廿五丁、皆非事あり、本より出雲と安藝とハ、塚を攝ふ了國ハ、あつどと云て、出雲國人藤原宣昌て安藝ハ、ふ人の著せし、鳥上ニ水考證と云を引り、そハ、國名ふりど、出雲風土記ハ載る、意宇郡安來郷、今能義郡不属て八杉郷と云地あり、先輩字不泥て、山陽道の安藝と誤り混して、アキノクニと訓て、遂小其正しきを失つ、改て夜須岐能國と訓べし、はきハ安藝とあり、安來の訓を誤るそのふ、可愛之川を流せ、經て伯耆の大川と云、是あり、其水源出雲國の仁多郡と能義郡との堺葛野山より出て、川上をイシ川と云、安來を經、伯耆國ハ入りて、日根川云、是と云、久伯耆國ハ總て大川と名付と云、久云、是昌の説、出雲風土記ハ、意宇郡安來郷、神須佐乃鳥命天

避立廻坐之爾時來坐此處而詔吾御心者安平成詔故云、安來也と有り、と美成云、此説ハ依て、夜須岐と訓づ、今按、此ハ文脱、乃、上の本書一書ハ、出雲國云云と有り、云、出雲の二字を脱し、國安來と有、後人國の上ハ、出雲の二字脱し、考、又安來と云、地名を心得、安來の安字ハ、就て安藝の誤、安來を安藝と改め、安藝ハ、國名、安來ハ、脱文の國上へ轉、を思ひ、云、可愛と、下三卷ハ、安藝國埃宮とあり、云、可愛ハ、下三卷ハ、可愛此云、埃とあり、訓注ハ、此、下三卷ハ、川上の訓上、同、伯耆の大川、川上を、出雲國ハ、可愛之川と云、事ハ、此、可愛之川と云、ハ、此より餘ハ、見、川宣昌の説、ふ、今、能義郡ハ、在、仁多郡との堺葛野山より出て、イシ川と云、川あり、此、葛野山ハ、鳥上山あり、

りあるる風土記を考ふれば、鵬ありて、地續ふありと
るさぬあり、又仁多郡、横田川、源出、郡家、東南卅五里
鳥上山北流、所謂、斐伊大川上とあれど、可愛
之川と云、ハ風土記に見え、お考べし、○下ハ天
よりなり、○到ハ捨て、○彼處ハ曾古、○有ハ麻須と訓
づ、坐の意は○脚摩手摩ハ上、本書ハ脚摩乳我妻號
借字あり、テナシ手摩乳と何乳を略るなり、ちく上ハ夫妻の稱
ふ、此ハ男神一人の名なり、ハ異ある傳あり、○其
ハ捨て、○稻田云云ハ上、一書ハ男神の名あるを妻
の名とせり、ハ傳の異あるなり、○正ハ捨て、在、姓身ハ
波良米利と訓べし、意ハ通證五ハ腹産出、○夫妻の
訓上六出、夫ハ訓考六卷、此上ハ加礼と讀添、○愁乃

云々曰ハ、宇礼比申佐久と訓て、乃ハ捨て、宇礼比ハ
佐シきを云と、同言あり、心進ぬを云あり、古事記ハ爾
波都登理迦、那波那久、宇礼多、久母、那久、那留、登理加、許
能登理母、宇知夜米、許世祢ハ、迦、那波、那久と云、斷て、宇
礼多、久母とハ、此鳴鳥を聞て、心進す、那久、那留、登
理加、那と惡之罵給つ、御歌あり、又下二卷、丁廿三、ハ弟患
又彦火々出見、尊憂あど、心進す、ハてと云、意ハ
り、又三卷、丁四、ハ慨哉、大丈夫、被傷於、虜手、將不報而死、耶
慨哉、此云、于黎多、棄伽夜と、心死、耶より返りて見
るべし、其死、耶ハ、心進す、ぬと云、御言あり、此言中昔よ

多く云、是も是も同ト○輒ハ捨て○有るハ大蛇よ
 り返りて、奈毛と訓べト○吞の下ふ、那流と讀添べト
 上、本書ハ所吞とあり○不より四字捨べト、此ハ毎
あるハかて意ハ聞ゆるあり ○吾も捨べト、其故ハ此言
古文ハかくぞあり ○吾も捨べト、ハ其故ハ此言
申を言あるハ吾と云てハ、妻 ○産ハ古宇麻婆○恐亦
神のハ此言ハ形キバあり ○産ハ古宇麻婆○恐亦
 見吞ハ、義訓曾礼幾奴倍志と訓べト曾礼ハ大蛇を指
 て云、幾奴倍志と云バ、吞事ハ必ふれば如此訓て、此
 の字の意トハ違ふハ古事記ハ今其不來時故泣○是
 以ハ曾乎於毛倍婆と訓べト曾乎ハ大蛇の來る事と
 指て云あり○哀傷ハ、以登加奈志と讀て、下小申志幾

と讀添○乃○之も捨て○衆菓釀ハ、母呂母呂能古能
 美乎釀豆と訓べト古能美ハ木實あり、コハ菓を麴て
 作せとあり○八甕甕ハ、和名抄瓦器ハ瓶子和名加米
 又燈部油瓶和名阿不良加米又僧坊水瓶和名美豆加
米古今集雜歌上ハ寛平の御時ハ、侍ハ侍りけ
みきのの、瓶子あり、其故ハ和名抄ハ、玉垂のハ、御方ハ、お不
中昔ハ、瓶子あり、其故ハ和名抄ハ、玉垂のハ、御方ハ、お不
さきハ、瓶子あり、其故ハ和名抄ハ、玉垂のハ、御方ハ、お不
ハ瓶子を云、事ト、あど何ふ不依て、ハ甕ハ、也加米と訓
べト甕ハ古書ハ美加と訓て、加米と訓る事ハ、然書
加也都と云ハ、漢籍讀あり、然訓づくハ、字ハ、甕ハと書
べきハ、都と云ハ、漢籍讀あり、然訓づくハ、字ハ、甕ハと書

證小甕の形似人腹故訓りとか加米ハ釀と云術を
 加麻半加美加米加半と活けるなり又加毛須と云詞
 器の名とせしなりかゝる例是彼なり古事記傳ハ飯
 産物ある故の名を湯を産湯其子の毛を産毛其子
 此器物を産著と云さて此のハも必數のハありてハ
 稚女ハ岐あどの如くなりと○可へ返りて奈志氏
 持幾那婆と訓べし○當ハ捨て○爲汝ハ曾能○設酒
 酒ハ曾那倍と訓べし○至産時ハ宇麻牟登須流時と
 訓て上小古々尔と讀添○必ハ一の本小亦とあれ
 どそれはいかゞ果と捨て○當戸ハ幾豆と訓べし

同書小大蛇の下小來字ありまねとあせと此○將
 當戸をめぐりて來字ありてありかゝる也○將
 吞兒將ハ麻知乎利幾○素幾鳴尊の上小加礼と讀添
 ○是ハ捨て○可畏之神可畏之ハ加志古幾と訓べし
 此言ハ常ハ恐る意小用へども此ハ武ハ強き残
 云古事記足名推言小恐奉立とある恐を同傳九の
 廿六丁小諾して兼る詞あり今世言小加志古麻利
 軒志多と云ると同とあり今世言小加志古麻利
 ハ達つ多なり故上小素幾鳴尊有勇保亦昇天之時
 勅以之鼓盪岳爲之鳴响あどあ強神あり坐此の
 大蛇を恐き給ふハあど武ま汝と宣給へる
 意ある事を神ハ古事記小桃子を意富加牟豆美命と
 あり如く崇て宣給へる御詞あり下十九卷下小狼を
 汝是貴神と云又丁廿一虎をも汝威神と云る皆同ト也

て神の下ふ奈利と讀添べし。○敢ハ伊加泥と訓て、願
意あり。○不饗乎ハ、美阿閉勢牟と訓て、上訓考五卷九十八丁
出。○沃入ハ日本紀葦牙ふ佐久利以礼と訓るより、
沃字ハ爾雅ハ從上溜下也とあり、此言ハ和名抄病類
噦噎佐久利逆氣也と見え、源氏物語總角卷、ふはくりもよと
哭給ふ榮花物語浦々、別卷ハ、伊周公の御母、御子の定子と歎
給ふ處ハ、宮の御有狀の替らせ給ふ多ふ、又ハ、
き涙はくりもよと、乃ハ、宇治拾遺五丁、ふはくりもよ
よと哭あどあるハ、胸の當より喉まで、一ききり、上
へ逆るを云ふ、此ハ大蛇の口ハ癩を當て、酒を入給

ふふ、一口飲ハ、繼入れ給ふを云あり、今、世木の先を穴
きを、木の先を幾度も觸て入、○飲酒而ハ、能美惠比呂
と訓べし、上、本書ハ、頭各一槽飲醉而とあり、○至ハ捨
て、○割而云云ハ、先尾中を初ハ讀て、又其上ハ曾能と
讀添割而視へ返りて、之則二字ハ捨て劍在と讀る、
其尾中乎割而視給布爾劍在と訓べし、○此ハ捨べし、
此、注を黒羽本ハ、後、人の書入あきハ細書ハあき、
一とあれど、上ハ、云、如く、九て一書共ハ、本細書ハ
り、一を其細書ハ、又細書、○尾張ハ諸説ハ、きども皆己
る、先、通證ハ、信景説とて、春日井郡の小針村ハ、國の
縁起ハ、倭建命の御歌、麻蘇義和波理と連け給ひ、
ハ、麻蘇義ハ、眞營みく、蘇義と云ふ、訓意あきハ、尾張を

此小針
て云々
り訓考二
十三卷
小云ん

小針の意ふ取て、連け給ひはる意ありむと云へる也
冠の諺ありて思ひ依りて説ふて、取みも足せ、又通證ふ、小
壑の諺ありとあるを、古事記傳廿七の四十九丁ふも
小壑ふ、田ふ依りて名あり、波を隠ふ云、あるを尾張ふの
小壑田ハ平波利太ふ、武藏因幡をど、い違へり、又
通證ふ、玉木葦齋説ふ、智多郡ハ南の海ふ張出て、國の
尾たりと云ふ、ハ智多郡より思ひ依りて名あり、國の
尾と云ふ事心得、又古事記傳十四の三丁ふ、劍ハ諸
ふ、鐙の方比張たる物あり、國名ハ熱田の神劍より
出たりと、松下見林の云ふ、然も有べしと云きて、又
廿七の五丁ふハ、此國名ハ、倭建命より前ふ有と云
附會説あり、尾ハ小ありべし、張ハ半濁言ありを未
だ思ひ得、和名抄ふ、若栗、郡葉栗、郷あり、續紀十四丁
ふハ、尾破守と書り、はく、和名抄ふ、河内國安宿郡上
野、國綠野郡備前國邑久郡とふ、此名の郷は、尾

張氏の轉住より名ふ負り、なり、そのハ信濃國水
内、郡尾張、利倍郷と、はる倍ハ、氏の群乃住る故、名ふ
ふ、ふてあるべし、大和國葛城郡ハ高尾張邑あり、そ
吾湯市村ハ、同抄ふ、尾張國愛智、郡とある是あり、
古事記傳廿八の廿丁ふ、阿伊知ハ訛せらる、是ハ本阿
り、万葉とふも、年魚市と有と云きて、是ハ本阿
由伊智、なりを和名抄ふハ、由を略て云、又万葉ハ年魚
市とあるハ、伊を略けるなり、凡て市とハ人の集る處
を云ふれハ、阿由と云、村ハ市立有、なり、又郡名
も、此村、名より出、なり、○在へ返、て、麻志互、○即ハ捨
ざ、○熱田ハ和名抄ふ、尾張國愛智郡厚田郷、神名帳

小同國同郡熱田神社大神と何里名義ハ古事記傳廿八廿五年無知田の切りたふ出猶此神社の事下廿五卷廿下云廿下云廿下云廿此下廿社と云廿を合廿て見廿る廿べ廿し其廿事廿ハ次廿小云廿む○祝部ハ波布利リと訓事古事記傳廿二廿五十下出同廿八廿二二小熱田社ハ世々尾張氏の以祭モイソク事事多多小此此熱田祝部所掌モイソクとあるハ疑疑を熱田祝部部ハ以以かかねねるる姓姓あり尾張連の内内小此此社社を掌シル者者を然シカ云云一一小や何何むとあるハ少少心得違違ららせせたりりそハ此紀此の常常と下字下を略略き書書せせ故故小讀讀誤誤事事ありとハ上上あり云云りり此此も熱田ハ姓姓ふてハあくあく即即神宮神宮を云

る事あり故上上小云云るる如如く熱田熱田の下下小社社と云云言言を合合て見見るるべべし此祝部祝部ハ同縁起同縁起小以以尾張氏尾張氏人人補補神主神主祝部祝部職職と有有て尾張連尾張連の内内多多祝部祝部と云云事事なり○所掌所掌ハ毛知毛知以以都久都久と訓事上訓考五卷六六十十下下出出○之之ハ捨捨づづ小斷斷ハ幾利給比志幾利給比志○蛇蛇之之鹿正鹿正鹿正鹿正ハ阿良麻佐阿良麻佐と訓訓づづ小阿良阿良ハ阿良鑠鑠璞璞ああどの阿良阿良ふて新新と云云事事麻麻ハ真真佐佐ハ幸幸の幾幾を略略て云云るるなりなり幸幸の幾幾を略略けけるる見見當當らら辞辞ハ前前年年と云云事事ありありを前前次次一一書書ハ蛇蛇韓韓鋤鋤之之劍劍の幾幾を略略て佐佐とのの云云りりとあるををも考合考合ををべべししきて此此名名ハ蛇蛇を斬斬給給ひひより名名とハとある故故小蛇蛇とハ冠冠らせせく云云るるあり

○今ハ捨て、○石上ハ大和國山邊郡の石上ありと古
事記傳九丁卅四小出郡通證石上郡布都之魂神社ありと云
を古事記傳九丁卅四小出郡通證石上郡布都之魂神社ありと云
きどよ思へばさふあを其故ハさハ誰モ然思も多
和あるを置て、吉備形をなふ石上とい云てむ也
若吉備のあふ、必吉備石上あどもこそ書けきさ
さバ猶大和の石上 ○真髮觸ハ奇と連く枕辭あり冠
考出 けく神、名人名小枕辭を置る例、下九卷丁一天疎
向津媛、三代實録二丁十九卅六丁一小薦枕高御牟栖日神
あどあり、○歎川上、川上ハ、箇播羅と訓づ、○遷置ハ、
安來の可愛之川上ヤスキふて大蛇ハ斬給ひ、後小歎川
上小遷給ひ、を云あり、○長養ハ比多須と訓事上考訓

六、卷三丁三小出、○以ハ捨て、○爲妃而妃ハ美米と訓べ、
御妻、米ハ上丁五小出、是を幾佐樹と訓む、又十二卷九丁
あり、米ハ上丁五小出、是を幾佐樹と訓む、又十二卷九丁
小皇夫人、多と夫人あど書れて、妃ハ皆ミメと訓り、又
古事記ハ、大穴牟遲神の嫡后須勢理毘賣とあり、嫡后
佐加比米と訓きたり、されバ、幾佐古事記傳廿
十一、小此事、抑美米とい、皇后を初め奉りて、夫人嬪あ
丁、出、○是ハ捨て、○大已貴命ハ、同傳九、於保奈牟遲
と訓て、遲ハ濁音あり、然るを此の訓注ハ、大已貴此云
於褒姒娜武智とあり、小依て、今小至るも、世人如
此唱め、ハ以ハ、此訓注ハ、師真淵大人の疑ハ置き、の事
信小疑も、此御名小於褒姒娜と姒を添らき、事

古書に例無きにあり又大巳と書きし字こそ心得ぬ
巳字に於能を阿那に借用せられたるに又汝と云べ
きを於能礼とも云事もある故に奈に用ひきたる
かろふかくも混らひ物遠き書格あり然るに
後世人本の言は意を深くたゞで此字に依りて御
名を説ひにふかふぞやと有り今按ふに娜と云ふ巳字を
書きしに上ふ云きし如く人を巳とも汝とも云ひし
きに巳を汝字に通ひて娜と云ふ借られたるあり
づゝは訓注の娜字に古事記万葉あどふ大穴牟遲
神とある穴を婀娜と訓事と心得違へて後人書加

あるに故古事記の穴に奈と訓事證ありと、同傳九
ふ云きたり、此神に大名持と云義あり事下ふ云、
如く古事記に名と云ふ穴字を當ら
し心得て凡て上の阿を略く事ハ上の言は
阿とある時の事あり此ハ然らざれば此紀に奈と
云ふ巳字を書きし御名義ハ加茂大人説ふ巳ハ名武
ハ毛の轉せりて大名持ありと云れ古事記傳九ふ
此命ハ天下を作り治め知給へり御名の世に勝せ
きバ、大名持と美稱へ申せ多ありとある○訓注ハ、髻
華山蔭ふ、本書ふ此御名の出たる處に訓注ハあるに
きふ此に阿ふに或本ふ、本書に記したるに後
人の私ふ處を改めぬるべし又巳貴の字ハ心得

ざるを按、小下ある一書、云云遂因言、今理此國唯吾
 一身而已云云と宣、給つる意を以て、已貴と云意ある
 を以て、書きしふも
 やあゝむとあり、

一アル書ミ曰フ素ス戔サ鳴フ尊ミ欲ク幸シ奇キ稻イ田タ
 媛オモホシ而テ乞コヒタマハ之ノ脚アシ摩ナ乳チ手テ摩ナ乳チ對ミ曰フ
 請マ先マ殺ス彼カ蛇コロシクマ然シカ後ラ幸タ者テ宜マ也ヤ彼カ
 大ヲ蛇チ每カ頭コ各イ有ハ石マ松セ兩ウ脇ハ有ヤ山アリ
 甚イ可ク畏シ矣ス將サ何カ以テ殺ス之ノ素ス戔サ鳴フ
 尊ミ乃コ計ケ釀ア毒サ酒カ以テ飲ム之ノ蛇カ醉シ而テ
 睡イ素キ戔サ鳴フ尊ミ乃コ以テ蛇チ韓サ鋤ノ之ノ劍チ
 斬カ頭チ斬ラ腹キ其ソ斬キ尾ク之ノ時ト劍ハ刃ハ少ス
 缺カ故カ裂ラ尾キ而テ看ミ即チ別レ有ヤ一ツ劍チ焉リ
 名コ為キ草ノ薙ギ劍コ此コ劍キ昔ス在サ素ノ戔ノ鳴ニ
 尊ア許シ今イ在ハ於リ尾ク張マ國シ也キ其マ素タ戔ノ鳴ニ
 鳴ト尊キ斷ラ地ノ之ノ劍ミ今イ在キ吉ノ備ム神モ部ト
 許ニ也ス其マ斬ラ大キ地ノ之ノ地ト則チ
 出イ雲モ歟ニ之ノ川カ上カ山ヤ是コ也リ

出雲歟之川上山是也
 欲幸云云而八御合坐牟登思保志氏と訓べし。○乞ハ
 古比給閑婆と訓べし。此言ハ人小顯ふ云て求るあり、

戀と云、も本ハ此、乞より出たる、その戀とい裏ハ云、
 詞みて、乞とい表裏あればあり、但一乞ハ、古波牟古比
ハ古比古比牟古布と活て、古波牟古問と活くも戀
を、かゝきハ本より別あり、そのハ分別が、○之ハ
 捨て、○脚摩乳手脚乳、本書ハハ夫妻の名あるを、上、一
 書ハハ男神の名とせり、此ハ夫とも妻とも無きども、
 夫妻の名あるべし、○請○彼ハ是を加能と訓ハ、上ハ
此ハ然らば、又次の文ハ彼と捨べし、○然後ハ、志加良
ありて煩ら、○義訓多豆麻都良牟、○彼ハ、加能と訓
 て、上の殺蛇とあるを指す詞あり、○大蛇、上も下も
 も大、字あり、此ハ後、人、本書又餘、一書あど、大蛇とい

目馴て、不意ハ書る、ゆゑ、但、下ハ加ふる、春
 日所藏、古本あり、然ありと、通證ハ云、れば、上下ありハ
 大字を脱せし、あり有べし、○各ハ捨て、○有石松、石松
 ハ、以波保登麻都と今本訓ハ、是より、以波保ハ石秀
 みて、秀とち高きと云、和名抄巖石、ハ巖又作、巖和名以
 ハ保とあり、きと有ハ、石ハ物生るとハ云、れハ比多
利と訓べし、是、対、詞とあれば、○兩、兩ハ、心得、
あり、此、文、聞、え、ぬ、熱能、字、問、余、波、と、訓、べし、○可、畏、ハ、加
 志、古、幾、と、訓、べし、と、ハ、今、世、も、恐、し、き、と、云、辭、あり、
 て、此、下、ハ、乎、呂、智、奈、利、登、申、須、と、讀、添、○將、より、五、字、ハ

捨て○乃計ハ、古乎聞志召互と訓べし。此辭必有べき
處あり。○毒酒ハ、阿志幾佐氣と訓べし。蛇の醉伏
毒を酒の中へ入給ふあり。初より毒物ふて醸すと云
ふハあざど多ぶき事あり
を、通證ハ、惡毒の薬を取てと云れしハ非あり。又蛇を
殺す毒酒といへるハ、その殺給ふハ、劍みて斬
給ふ。○以飲之ハ、乎呂智介能麻志米給布尔と、以を乎
あり。○呂智介當て訓べし。○蛇の上ふ、加能と讀添。○醉而ハ、
能美惠比互と、飲と云を讀添了事上ふ云り。○素爰鳴
尊の上ふ、古々尔と讀添べし。○乃ハ捨て。○蛇韓鋤之
劍ハ、表呂知能加良佐比能多知と訓べし。表呂知と冠
らざしハ、蛇を斬給ふ故あり。又加良とハ、此尊次一書

小素爰、鳴尊帥其子五十猛神降於新羅國とありて新
羅ハ皇國より指て加良と云り。こハ下四十八丁
委云べし其新
羅へ此劍を持降、坐し故の後名を此へ廻らして云り
あり。又佐比の佐ハ真と通ひて稱な多言比ハ奇靈の
靈あり。猶此事訓考十三卷二丁云べし。又佐比
小鋤字を書きし事同十六卷云べし。劍ハ多知と訓べし。意ハ古事記傳九卅六の考ハ、大
の意ふて名けたりと云き。如ハ、物を斷具を
きバあり。古書ハ多知とも都統伎とも、同物を
通ハして出。○以へ返りて訓べし。持あり。○之
捨て。○看ハ美曾奈波須尔と訓。○即別二字捨て。○一
劍ハ、阿夜志幾と訓事上十五云り。○名爲云云ハ

字のきく小讀てハ、此時より草薙、劍と云、林ありと云、意ハあき、讀べき格ハ、あき、み依て、名、字ハ古波、爲ハ伊布と訓べし。○此、劍云云ハ、此、紀撰まれし時代を云、了あり。○昔ハ捨べし、の山蔭ハ昔、字○素戔嗚尊四字を古能登幾○斷ハ幾利給比志と訓べし。○之ハ捨て。○吉備ハ、髻華、山蔭ハ類聚國史ハ寸艱とあり、釋紀又纂疏ハ或本ハ然あり由見えたり、然きハ吉備とい後、人の改めあり、とあり○神部許ハ加牟登毛能毛登と訓べし、トモ古事記傳十五トモハ、凡て伴とい、官職ハ、トモ何ハ、トモき一伴とい、トモを云、某伴某伴と云、是ありとい、

伴ふて、吉備石上社ハ奉仕神主祝部を總て云、あり、トモはて如此云てハ、此、劍石上社ハ、無て、祝部共の中ハ、あま如聞也、此、書格ハ上、一書の注ハ、熱田祝部とあり、トモ同ト、トモ吉備、神部とい、有て、何き、トモ社と云、事の、トモきハ、トモ鹿漏、トモ故、此、紀ハ字を略き書き、トモ癖あり、トモ中ハ、是、トモ心無き事なり、トモは、トモ尾張國の例あり、トモ此、五字を久尔尔と訓方優き、トモ然れども、トモ今ハ字の中ハ、トモ訓了なり、トモ又吉備ハ坐と云、事ハ、古事記傳九トモ四ハ、上、一書ハ、石上とい、トモハ、倭ハ坐し、トモ時の傳、トモ此ハ、轉給ひて、後此傳、トモあり、トモ又此、今云云ハ、トモ此、紀撰了

有^{アヤシキツルギ}一^ニ神^{カミ}劍^{ツルギ}素^{コニス}戔^{サノ}鳴^{ナリ}尊^{ミコト}曰^{イハク}此^{コト}不^{アガミ}可^ト
 以^{ベキ}吾^ニ私^ニ用^{マヒ}也^{ナリ}乃^{イッ}遣^{ヨソ}五^ミ世^ヨ孫^メ天^ア之^ノ
 葺^{カミ}根^{モト}神^{カミ}上^{ウヘ}奉^{オホス}於^ニ天^{タマケル}此^{コト}今^{イマ}所^{コト}謂^{イハル}草^{クサ}
 薙^{ナギ}劍^{ツルギ}矣^{ナリ}初^{ハジメ}五^イ十^ト猛^{タケル}神^{カミ}天^ア降^リ之^ノ時^{トキ}
 多^{コタ}將^{サハ}樹^{ツキ}種^{クダリ}而^シ下^キ然^{シカドモ}不^{カラク}殖^ニ韓^{ハウ}地^チ之^ノ盡^{ツク}
 以^{モチ}持^ツ歸^リ遂^{ツク}始^シ自^{ヨリ}筑^{ハジ}紫^メ凡^{スベ}大^{オホ}八^ヤ洲^{シマ}盡^{ツク}
 國^{クニ}之^ノ內^{ウチ}莫^{ウエ}不^{ホド}播^ル殖^{コト}而^{ナク}成^{アラ}青^{ヤマ}山^ナ焉^キ
 所^{コト}以^{ユヰ}稱^{イダケル}五^ノ十^{コト}猛^タ命^メ爲^{イサ}有^{アル}功^{コト}之^ノ
 即^ハ紀^キ伊^イ國^{クニ}所^{マシ}也^{ナリ}
 坐^マ大^{オホ}神^{カミ}是^{コレ}也^{ナリ}

所^シ行^ワハ上^{ウヘ}訓^{コト}考^{カウ}七^シ○無^ム狀^{カタ}ル上^{ウヘ}同^{ドウ}卷^{マキ}出^デさして此^{コト}一^{ヒト}書^{カキ}
 ハ石窟段を受て云あり○科^カ以^{ユヰ}千^チ座^ザ置^{オキ}戸^ド而^シハ上^{ウヘ}同^{ドウ}
 卷^{マキ}卅^{サウ}○遂^{ツク}逐^{ツク}之^ノ上^{ウヘ}同^{ドウ}四^シ卷^{マキ}出^デ○五^イ十^ト猛^タ神^{カミ}五^イ十^ト萬^{マン}
 葉^{エフ}十^{ジュウ}三^{サン}丁^{テイ}五^イ十^ト串^{クシ}立^{タテ}とあり伊^イの假^カ字^ジあり古^コ事^ジ記^キ傳^{デン}
 十二^{ジュウニ}丁^{テイ}三^{サン}十^{ジュウ}より九^ク十^{ジュウ}中^{ナカ}を皆^ミ蕪^ウと云^{イハク}を五十^{イハ}の之^ノハ
 其^{ソノ}例^{レイ}不^フ違^ヒ伊^イと云^{イハク}ハイカあり由^ユあり猶^{ナカ}より
 考^{カウ}ふべき事^{コト}あり又^{マタ}五^イハ伊^イ都^トと云^{イハク}て伊^イと云^{イハク}る例^{レイ}ハ
 きふ五^イ百^{ヒャク}を伊^イ富^トと云^{イハク}て伊^イ都^ト富^トとい云^{イハク}る是^{コト}ハ
 づか^{ツカ}五^イ十^トと云^{イハク}る然^{シカドモ}云^{イハク}る事^{コト}ありて此^{コト}の五^イ十^トハ
 伊^イ佐^サ美^ミの切^キりた^タる^ルべし伊^イ佐^サ美^ミハおのづかの神^{カミ}と
 あり即^ハ神^{カミ}猛^{マウ}ハ多^タ神^{カミ}あり幾^{ナカ}久^ク志^シの語^ゴ辭^ジを添^ソて常^{トコ}ニ
 名^ナと稱^{イハク}る伊^イ多^タ神^{カミ}社^ヤありハ此^{コト}神^{カミ}ありバ多^タ神^{カミ}志^シ
 伊^イ國^{クニ}名^ナ草^{クサ}郡^{クニ}伊^イ多^タ神^{カミ}社^ヤありハ此^{コト}神^{カミ}ありバ多^タ神^{カミ}志^シ
 伊^イ國^{クニ}名^ナ草^{クサ}郡^{クニ}伊^イ多^タ神^{カミ}社^ヤありハ此^{コト}神^{カミ}ありバ多^タ神^{カミ}志^シ
 伊^イ國^{クニ}名^ナ草^{クサ}郡^{クニ}伊^イ多^タ神^{カミ}社^ヤありハ此^{コト}神^{カミ}ありバ多^タ神^{カミ}志^シ

○日本書紀訓考八卷

○四十四

捨て、皇國へ渡り、坐るあり、そハ次々乃文に...
○曾尸茂梨之處ハ、通證不、荒た多地ありと云、
云、ハ荒たふ由あり、又齋突之空國、未だ經營堅め
成ざる地あるを云、
故ふ、
何答、師説、速蕃地未詳其委曲也、
良大夫横點云、此處者若今、
甚可驚云、云とあり、
けきど、
杜、
蘇志摩利あり、
作、
着て屈折する形あり、

久、
久、
訓、
細密、
土、
記傳、
云、
今世、
白、
○日本書紀訓考八卷

まじりて云、後世意あり、論も不足らば、東ハ比
牟加志能加多尔と訓べし、同傳卅五四十、日向風
て、志ハ風を云とあり、風を志と云、事訓考、古事記
水垣、ミムカシカタトフマリフタミナ東方十二道とありて、古ハ九て東南西北ハ皆
方と添て云、例あり、鳥上峯ハ、出雲風土記ハ、仁多
郡鳥上山、郡家東南卅五里、伯耆與出雲之堺と見え、又
出雲大川源自伯耆與出雲二國堺、鳥上山流、出仁多郡
横田村云云とあり、古事記傳九の十七丁、此山峯ハ
和名抄地部ハ峯、和名三稱とありて、又嶽又作岳、漢語抄云美太介高山名也とあり、万葉ハ高と
小書る意あり、高き山を云、○時ハ捨て、○彼處ハ、曾古

○天蠅斫之劍、蠅ハ和名抄蠅身、蠅和名波閉とあり、
此ハ天能波閉幾利能多知と訓べし、こハ小き蠅の手
答無きを斫と云て、利きを知らせたる名あり、私記
蠅斫之予其義如何答、師說此劍尤利劍也、若屈其刃上
者、即其蠅自斫此、銳鋒之甚也とあり、後世意以て云
了、是を古語拾遺ハ、天十握劍、其名天羽斬、通證ハ
了、ハ天羽斬とあり、とあり、此、羽ハ樹葉の葉ハ
了、ハ天羽斬とあり、とあり、此、羽ハ樹葉の葉ハ
斬と云、事、○彼ハ曾能と訓、○時斬蛇而ハ、時と蛇ハ捨
て、而を登幾と訓べし、而を登幾と訓き、上の時字ハ
かく下の辞を上、字へ返りて讀例あり、又而ハ漢文の結よ書きくれば、登幾と訓ても然るべし、○刃
ハ上、本書又一書共ハ、劍刃とあり、劍字を略きあり、

ど、此ハ其言を下少と云、字上本書ふハあれ
○一神劍神ハ上本書又一書捨べ○素戔鳴尊の上
ふ、古々爾と讀添○不より七字ハ、吾御許モトニ置倍オクベキニ幾尔
阿良受と讀て、以ハ捨べ上、本書ハ私ミモ以安オカデとあり
○乃ハ捨て、○五世孫、孫ハ、美古ミコと訓べ允ニて上代トハ
ハ、幾世の末スても古コと云ヘり、○天之葦根神アシネノカミ葦カミを今本
葦カミ誤ル、今改ム此神ハ、古事記須佐之男命の五世孫
小天冬アツユキ衣神キヌカミあり、同傳九ニ是ニと同神トあるべとあり、
此説ハ既ニ度會延佳ニ云フ、久クとて神名帳ニハ山城國相樂
郡和伎坐ニ天ニ之夫ニ支賣ニ神社大月次ニ新嘗ニとあり、此神
あるハ衣ニの奴ニハ諸ニ先ニ生ニ云フ、違フり、古事記ニあり、冬衣
の衣ニの奴ニハ主ニ此意ニ此紀ニあり、根ニとあり、て男神トあり

小彼神社ハ賣ニとあれ、又名義ハ劍ニ由ニりけむと
女神の如聞ニゆニを、云フ、出雲風土記ニ島根郡山口郷條ニハ須佐能烏命御
云フ、子都流ニ支比古命ニとあり、此神ニ由ニあり、
古事記ニ黄泉ニ段ニ十拳劍ニ於後手布伎都々ニとあり、布伎ハ
此の葦ニと通ニふとあり、さニバ劍ニを振ニより出ニた言ニふ
て、根ニハ称名ニ乃ニりきて同書ニハ、故取ニ此大刀思異物而
白ニ上ニ於天照大御神也、上、本書ニハ、吾何敢私ニ以安乎、乃
上ニ獻ニ於天神也、古語拾遺ニハ、乃獻上ニ於天神也、とあり、
ハ、此劍ニを得給ニひて、間ニあり奉ニり給ニふ文ニあり、此ニハ五
世孫ニ至ニて奉ニり給ニふ事疑ニハ、古事記傳九ニハあり、
はれども神代の神等の命ニハ、長久ニハ、事論無

きバ上の書共云、も、長久しく持給ひて、此葺根神
ふ至て奉り給ふを、略き傳て、劍を得給ひて、間あきら
まふ記されしあるべし。○上の遣へ返りて、母多勢互
と訓。○上の捨て。○於天ハ阿麻互良須於保美加美と
訓づき事上十七云り。○初とい、新羅國へ降、坐し事
を立還て云るあり。○之ハ捨て。○樹種ハ古多祢。○多
將而ハ佐波爾持將ハ為互と多く訓故、持と。○然ハ
志加礼杼毛と訓づ。○韓地ハ下九卷七ハ三韓也と
もありて、十七卷十九歌ハ柯羅履爾とあれバ、然訓べ
し、こハ上ハ新羅國とあるを云るあり、さて凡ての外

國を加良と云るハ、古事記傳卅八十ハ加羅國と云ハ
任那の舊名よて、崇神天皇御世ハ外國の初て参りし
ハ此國あり、故西方諸外國の大名とありて、三韓をも
漢國をも皆加良と云、ありとい、系説の如し、然きとも
金刺宮の以前ハハ總てハ亘らざりあり、そハ下十
七卷十四ハ加羅多沙津を百濟王ハ賜し、ハ加羅王
云云と云事見え、又同卷十九十九卷四十ハあどハ柯羅
俱爾と謡ひし、任那の加羅を指て、賦し、り、又小治
田宮十五年廿二ハ遣大禮小野臣妹子、大唐と云る
ハ、和漢合運を考る、其頃ハ彼國名ハ隋と云る時を

り又同廿六年ふ高麗言隋煬帝與三十萬衆攻我^{タカラ}と奏
せしめてもあつべしゆれば其頃ハ隋と書て受^{ウケ}偉と
此方あても云て加良とい云ざりしゆべしゆべし此
頃より彼國唐と云號を付し王其隋をも其餘^{タカラ}悉く
王等を皆責て五六年の内ハ唐と云世ふありあり
然るを此紀あり其以前あり唐と云ふハ此紀撰られ
し時ハ彼國ハ唐と云了代あきば後名を前へ廻ら
て書きしあり此唐を其比ハ音あても云又ハ母呂古
志とも云て加良とい云ざりしゆべしゆべし此紀ハ唐と
云字ハモロコシと假字付せしめてあつべしゆべし任那

ハ加羅と云號の以前より廣くして新羅百濟高麗を
も總てハ加良と云りしと見え此ハ初ハ新羅と書
おづら此處あり韓地と書き又上ふ引る歌も任那の
事あれども其中の加羅ハ小^{チヤ}き地あれば皇國ハ
ハ其地を指て常あり加羅とい云ども新羅百濟
を指て韓へ渡ると云りしゆべしゆべし其ハ上ふ引る古事記
傳ハある如く日代宮ハ初て參りしハ加羅地の人ハ
り故ハ其を加羅人と云りしが皇國ハ其を云馴
聞馴て加羅とい海外の地を云事と此時より心得初
しより新羅百濟高麗をも常あり加良と云りしゆべし

べし、きて加羅と三字の音にて書きし、其後漢
 學問盛なりて、此加羅と云ふ漢、又韓字を當り、何
 きも加牟あるを、其牟ハ皇國言ハ羅と通ふ事あり、
 牟尙を今俗尙そハ未だ考ざれど加羅と云ふ漢字を
 牟尙久と云り、彼國ハ漢と云り、號の代長く續き
 たりしと混て、漢と云ハ彼國を云と心得誤て、是より
 後ハ唐の代をも加良と云て、終ハ唐字をも加良と
 訓事と那れるあり、か、る故ハ此紀ハ新羅百濟高麗
 あどハ係る處ハ加良と云て、今世ハ唐ハ母呂古志
 と云、べき事ありける、然きども金刺官より末の卷々
 ハ唐をも加良と訓る處ありハ

上ハ云、如し、今世と同く、加良と云、
 母呂古志と通ハせて云、あるベト、さて此紀撰ら
 き、頃ハ一向唐を加良と云けむ、一丁ハ似唐人と
 遠唐をモロコシと訓、万葉五の卅一丁ハ長歌ハ唐能
 遠堀爾とある唐をモ、毛呂古志と訓り、又古今集誦諸
 歌ハも、後ハの吉野の山とつ、けハ、諸共ハ、越よ
 一の意あれども、毛呂古志と云、事古くより有、ハ、依
 て詠、万葉十九丁ハ、漢人毛拔浮而遊云、又卅五
 あり、船爾真梶繁貫此吾子乎漢國邊遣伊波敝神多知、
 大后ハ入唐大使藤原朝臣、又四十丁ハ、韓國爾由岐多良波
 清河ハ賜り、御歌あり、又丁ハ、韓國爾由岐多良波
 之氏云云、呂宿祢ハ、唐副使大伴胡麻、是らハ、今世ハ、唐
 國を詠るあり、又五丁ハ、十三丁ハ、十五丁ハ、廿三丁ハ、
 能等保能朝廷、葉可良國爾、和多流、和我世波、云、
 詠、三韓を云、るあり、又十五丁ハ、十六丁ハ、可良能宇

良廿丁加良等麻里あり又十六の廿九丁詠るハ三韓とも今と云ふ地あり又十六の廿九丁詠るハ三韓とも今別の唐とも分けり凡て海外の國を加良と云事古事記傳十五四丁加良とい物の中實の無きを云云も同トとある如く誠實の事無き國なり故に皇國あり指て然云ふもや何む○不殖ハ御父神と共不降坐て其地を見給ひ伊弉冉尊の生成給り國ありざれば惡國あり故に盡ハ古登登久と訓づ皆と云意あて樹種一も遺給りぬ契沖ハり万葉五丁一今世能人母許等期等とあり此言を限の意ありと云ふ此の盡物一も遺さぬ意○以ハ

捨て○持歸歸ハ和多利と訓づ皇國ハ國の本ふて天神の成坐る本御祖神の生坐る本此神も生坐る本多れば如此ハ云ふあり○遂に捨て○筑紫是ハ御父神ハ出雲國へ渡り坐る此神ハ筑紫へ渡り給へるハ西の終より殖初め給むとてりづト○凡を須倍互と訓事心行ざれと上凡三神云云凡八神云云あとの凡を古能と訓きと然る處も何む○莫不播殖ハ宇惠保古佐謝流事奈久と訓づト宇惠ハ古事傳廿九の十六丁契沖加茂大人あとの万葉ハ生立てあると云き説ハ異ありとあり三ハ春日里爾殖予水葱又十四同とあるハ殖た

了水葱と云事あり又十一丁十一ふ君不來者形見爲等
我二人植松木君乎待出年今本年十五丁三ふ比等
能宇々流田者宇惠麻佐受十七丁十珠爾奴久安布知
乎宅爾宇惠多良婆あどあると同ト又播ハ下十四卷
廿九ふ酷毒流民庶十五卷丁十四ふ馬被野廿九卷丁十四
ふ忍壁皇子宮失火延燒民部省日本紀竟宴集ふ玖々
之知加宇美保度古勢流あどあふ保杼ハ物の廣ふれ
事を云保杼走あど云も此方の物の飛廣ふると云と
云ありあど此施を宇治かこへ遺給ふるを
拾遺あり保登岐とあり古利ハ辭あり廣期利波毘古
波毘古利ハ蔓廣期利ナシキアラヤミ○成青山青山の上ふ美奈と讀
を切め略けりあり

添べいあ殖播給ふ樹ふ若葉の繁りて青々と成
るを云古事記沼河北賣歌ふ阿袁夜麻爾下三卷丁一ふ
東有美地青山四周十九卷丁廿九ふ如青山旌充滿軍の
旌旗ふの如一万葉三丁六ふ青山之嶺乃白雲四
丁四ふ青山采横敬雲之灼然六丁十八長歌ふ吾宅乎見者
青山乃曾許十方不見白雲毛七丁廿八ふ青山葉茂山十一
丁三ふ青山之石垣沼間乃水隱爾あど何ハ○所以ハ
古能由惠介と訓べい○五十猛命ハ神名帳ふ紀伊國
名草郡伊太祁曾神社名神大月次和名抄同國同郡ふ
伊太郷杵曾郷あり此曾を魯の誤りて伊太祁魯あつむと契沖
云るを古事記傳十の廿八丁みさると聞ゆき

とあか思ひは古事記傳十ふこ、五十猛有功神と云ふ
り、佐乎を切せば曾と成りあり、故續紀文德實錄三代
實錄和名抄あどふも皆曾とあり、又國人も今然云り
但し國人の訛を伎とあり、○稱ハ多々聞、○有功功ハ
伊佐乎と訓、通證五の十九丁、伊佐乎ハ勇男の意
あり、と云ふ、いふ、いふ、いふ、いふ、いふ、いふ、
勇男の轉き言と云ふ、いふ、いふ、いふ、いふ、いふ、
伊佐ハ伊佐美とも云て、即上五十と云、了處ふ云、了如
く、此神の御名とせしなり、さて髻華山蔭ふ、二處あが
ら神とあるを此の命とあふハのあある由ふかと
あり、今按ふ、美古登と云言ハ尊とて云、了事上
訓考二、
卷卅九

丁ふ云了如くあれば、初ハ神と云、此ふ至て大神とも
申せあれば、命とも書きし、了るべし、○之ハ捨て、○所
坐ハ麻志麻須と訓べし、○紀伊國ハ此御兄弟の神等
鎮坐て、餘國よりハ木を殊ふ多く殖播し給ひ、故の
名あり、古事記あり、猶上訓考四、卷ふ云り、○大神とい
皇國の樹木ハ此神殖初給ひて山と云山ハ青葉あり
ざりハ無せば、殊ふ尊とて大神とい申せし、了るべし、故
神名帳ふも名神大社ふ坐て、月次ふ祭給つるも、か
了謂ふぞ有けふ、抑今世屋作の材木ハ云も更あり、日毎
竈ふ焼木も、皆此神の靈威之功あれば、拜祭るべき大

神ありけり是ふ就て按ふ上ふ木祖句句迺馳とあり
 八其時の御名ふいありて其時の御名ハ草祖草野姫亦名野槌
とある如ク此神あり木祖句句迺馳
亦名云云とあるべきみ無きハ
洩しあり古事記も同じ此時此神樹種を殖坐むとて
 句句迺馳と称申し七祭給ひありて其名義ハ奇木
 之智ふて奇ハ志を略きて云志上ハ奇御戸とあり奇ハ
志を略く事あり故ハ書
せしありそハ金ハ万葉十八の廿丁ハ久我祿とあり
ハ此物の本名奇金あり久志の志を略て云るあり
 木ハ莖を久紀と云る紀あり其紀ハ上の句の音ふ
 引きて通ふまふ下五十六丁ハ紀と久
と通ふ事ハ云べし久と云ふ
 り之智ハ既ふ出異事あり古事記訶
志比宮段息長帯比
賣命御歌ハ酒を久志能加美と詠せたり
まふ事ありとハ奇と云例を云あり

一書曰素戔嗚尊曰韓鄉之嶋
 是有金銀若使吾兒所御之國
 不有浮寶者未是佳也乃拔鬚
 成散之即成杉又拔散胸毛是櫟
 樟已而定其當用乃稱之曰浮寶
 及櫟樟此兩樹者可爲浮寶
 檜可爲瑞宮之材披可爲具
 顯見蒼生奧津棄戸將卧之具
 夫須噉八木種皆能播生于

○日本書紀訓考八卷

○五十五

汝心明淨云云汝所生兒必當男矣云云と誓給ひて五
柱男神矣故素戔鳴尊既得勝驗又書素戔鳴尊使化生
其左髻所纏五百箇御統之瓊而著於左手掌中使其生
男矣云云素戔鳴尊所生之兒皆已男矣云云取其六男
清心者必當生男矣と誓坐て男子成坐り此違つる傳
の事上云云此もかゝる文の續小吾兒と有て御代
御代此天皇を素戔鳴尊の兒とせし傳有しを取き
又ハ大國主神葦原中國を經營云云至及磐石草木
威能強暴然吾已摧伏莫不知順と詔給ひて誓く君主
の如き坐々を指ての御故つゞく按ふ吾ハ天の
言ありそいはいかふもあれ故つゞく按ふ吾ハ天の
誤みく阿麻都神と訓て天字をかく訓事天照大神
の御子とせべし然きとも吾と天とハ字畫似あむ古
書乃趣ふ合ぬ此紀の注書多くあきども此の御言の
審事あり不○浮寶ハ船を云ふあるべし下二卷廿六
小

以無目堅間爲浮木以細繩云云沈之とあふ浮木ハ船
を云ふ事あれ此事訓考十四卷船を浮寶とい云ふ
ありべし○未是佳ハ與加良自と訓て是字ハ上云
了如トハ吉事ヨキコトありトあり○鬚髯ハ上同五卷六
出○之即二字捨て○枚ハ杉の俗和名抄類杉和名
須木とい谷重遠説云進○成此凡ての成ハ化生意
あり又杉の下み登と云を添黄泉古事記段生
蒲子又生ナリキタカチ笋あとの例あり○胸毛胸ハ上訓考五卷
出きて至て猛タケ人ハ如此胸カク毛の生ハエるものあり○檜ハ
和名抄類木檜和名非とあり是ハ依ヒて然訓ベけきとも上

の杉スギ下シタ被カケも皆ナニ幾キと添ツ訓ツ又常ナニも比ヒ能ネ幾キと云ク
バ然シカ訓ツべし此コノ木キも火ヒ鑽キリ杵ギネ火ヒ鑽キリ臼ウス用ヨウみく火ヒを
出デきより名ナといイむきもあふべし○尻シラも上ウヘ訓ツ考コウ五ゴ卷マキ
小コ出デ○披ヒハ古コ事ジ記キ訶カ志シ比ヒ宮ミヤ段ダン小コ真マ木キ灰ハイ納ノウ御ミとあふ
此コノハ辨ヘン事ジあれバ別ワカ和ワ名ナ抄セウ類ルイ小コ玉タマ篇ヘン云ク披ヒ木キ名ナ作サシ柱チウ埋マシ
あふ木キあふべし○和ワ名ナ抄セウ類ルイ小コ玉タマ篇ヘン云ク披ヒ木キ名ナ作サシ柱チウ埋マシ
之ノ能ネ不フ腐フ者シヤ也ナリ日ニッ本ポン紀キ私シ記キ云ク末マツ木キとあり名ナハ冠クワン辭ジ考コウ
すざ記キづの條ジョウ小コ橋ハシ枝エダ直チキ説セツ小コ此コノ木キハ皮ヒの斜シヤ小コ纏マシへ
るものみく木キ理リもまきやあふ故コト小コ末マツ木キと云ク纏マシへ
出デ○眉メイも上ウヘ訓ツ考コウ五ゴ卷マキ小コ出デ○櫟リキ樟シヤウハ上ウヘ小コ磐イハ櫟リキ樟シヤウ船フネ所トコロ
和ワ名ナ抄セウ類ルイ小コ楠ナン和ワ名ナ本ホン草ソウ久ク須ス乃ノ木キ櫟リキ樟シヤウ日ニッ本ポン紀キ訓ツ同ドウ
上ウヘ木キ名ナ生シヤウ而ニ七シチ年ネン始シヤウ知チ矣ナリ○已イ而ニハ加カ久ク奈ナ志シ豆トウ

○當トウ用ヨウハ都ト加カ波ハ牟ム佐サ麻マ表ヒヤウと訓ツ○乃ノハ捨セて○稱ショウ之ノハ
古コ登トウ阿ア碍ゲ○此コノハ捨セて○兩リウ樹ジュハ布フ多タ枳キ○可カ以イ為シハ都ト
久ク礼レと訓ツて以イハ捨セてハ可カハ礼レも當トウりぬ又マタ為シを
都ト久ク流リウと訓ツ事ジ上ウヘ卷マキ小コ云クハ捨セて櫟リキ樟シヤウハ上ウヘ小コ磐イハ櫟リキ樟シヤウと
も有アりて堅ケンき樹ジュあれば船フネ底ソコも用ヨウみ杉スギハ輕ケイき樹ジュあれば
船フネの廻マシも用ヨウみとの御ミコト言コトあふべし○以イ○瑞ズイハみづづ
云ク事ジあふ此コノハ此コノ○捨セて○宮ミヤ之ノ材サイハ美ミ也ナリ都ト久ク流リウ枳キと
言ク無ムてもとせしむ○捨セて○披ヒハ下シタ小コ云クべし○顯ケン見ケン
蒼ソウ生シヤウハ上ウヘ小コ訓ツ注チュウあり○奥オク津ツ棄キ戸コ將シヤウ卧イ之ノ具グハ於オ枳キ都ト
須ス多タ杯ハイ尔ニ加カ久ク佐サ牟ム毛モ能ネと訓ツて之ノハ捨セてとて須ス多タ

此ハ布佐牟と用言ふ云れト、又具をソナヘと訓き、
 ソナヘハ其物を作らむとて設置を云、事毛能と其
 物ふ作を云事ふ ○須噉ハ久布倍幾と訓ト ○ハ
 十木種ハ上一書ふ、五十猛神の殖坐るハ家を物をも
 作ら良材を云此ハ須噉とあれバ諸の菓の成熟木
 を云あり、此木種をも古多祢と訓ト 古多祢の
 木蔭あとの古み、下み言を添て云時ハ第二音を第
 五音よ轉云例あり然るを平田氏ハ是を幾多祢と訓
 添て讀べき例あり、能を添られどるも誤あり ○皆
 ハ、與久と訓 ○能播生ハ上一書ふハ播殖とある訓み
 同ト ○號日二字捨て ○大屋津姫命ハ古事記傳十
 續紀大寶二年二月分遷伊太祁曾大屋津比賣都麻都
 比賣三神社神名帳ハ、紀伊國名草郡大屋津比賣神社

名神大月次新嘗和名抄ハ、同國同郡大屋郷とある、
 此、姫神の鎮坐より、郷名も呼ばるべし、名義大
 ハ、稱名屋ハ、舍宅を云津ハ、海津見あとの津、あて添て
 云、詞あり云、材の用ハ、舍宅を作るを主とハ、さる故
 給ひつ、御名ハ、屋出 ○抗津姫命、うぐの山蔭ハ、抗ハ、胡を
 音孤とて、技也と云、四方木也と注せり、是あり然る
 を都麻と云、ゆ、凡の事を思ひ、抗ハ、書了あるべ
 一、纂疏本ハ、凡と書給へる、此、姫命ハ、同傳十ハ、神名
 帳ハ、此、誤ありとある、
 紀伊國名草郡都麻都比米神社、名神大月次新嘗和名
 抄ハ、同國同郡都麻郷あり、是あり、万葉九の九丁ハ、城
 國爾、不止將通來妻社とあり、ハ、此地を詠あり、名義
 ハ、木ハ、依るあり、同一の廿二丁ハ、真木佐苦檜乃孺手
 とあり、ハ、冠辞考ハ、杵人の斧以て裂て、出さく五十猛
 命ハ、木の成長を司り、大屋津姫命ハ、舍宅を作らふ
 古言ハ、柱ハ、太く高くと云、了如く、木の太く了るを司

り楓津姫命ハ木の長高く太く成リ木を楓取て角ふ
せしを云あり神名帳ハ日向國兒湯郡都麻神社とあり
ハ此神と同一と云あり別あり
ハ其頃すて國
造の供奉ハ形づト○凡此三神ハ髻華山蔭ハ凡三
神此三神亦能と有づき事ありとあり此説ハ依ハ凡
の下ハ三神の二字脱せるなり○能ハ捨て○分布ハ
今本ワカチシクとあり宇惠保杼古良志と訓づトハ
義訓上ハ播生上一書ハ播殖とありと同一ハ山ハ木
種を分る事ありづれハ宇惠ハ當り布字ハ其木種
を殖生て成長くありを保て云ふありづれハ
保杼古良志○即ハ能知爾波○奉渡ハ志豆麻利坐幾
み當きり

と訓づト今本ワカチシクとあり
續ハ云例ありハ上ハ蔓延を波比和多流と訓づ
ハ物乃長き狀を云ふハ轉事ハあり此ハナ
轉事ハ此字を用ひしハ古ハ無き事とを思ハ
る又按ふ上ハ引る續紀ハ分遷此三神とありハ三
神ハ坐すト云事ハ渡字ハ書せしむやありハ○紀伊國
ハ遷坐すと云事ハ渡字ハ書せしむやありハ○紀伊國
髻華山蔭ハ此一書初ハ素戔嗚尊在出雲國曰とあり
づき事なり然らざせば奉渡紀伊國と云ハ何の國よ
まともあらざれば又熊成峯ハ何の國ともあらざれば
ありいかとあり此説乃如ト○熊成峯ハ古事記傳
十廿八ハ即熊野ありト那須を約きハ奴あり是を
ハ山の事とありとあり此説ハ依ハ熊野ハ本ハ素戔嗚
ハ非あり

尊の熊を化生して住しめ給ひし故の名ぬるる、古事記
 白檀原、此山より大熊の出入事もあり、さて熊野ハ
 宮段、此山より大熊の出入事もあり、さて熊野ハ
 上訓考四卷、ふ出、○入於根國入ハ、出坐幾と訓づ、ハ
 て此ふ入と書き、又根國を底根國と云ふ、依て大地
 の底ふ國有と思ひ、其國ふ往事と心得た、あきと然ふ
 ハあつた、入ハ此より彼處へ往を云、あり、今世入國と
 云、みてあるべし、抑是ハ上ふ云、了如く、出雲の國內あ
 る比婆之山、あたりに、伊弉冉尊の殞斂之地へ
 入坐あり、今按ふ、然後云ハ、紀伊國へ御子神の轉
 熊成峯坐坐々、又出雲の舊國へ還坐、ハ、遂とあ
 る字あり、あつた、あり、さて神代あり、出雲國を舊名

の根國とも呼ばれ、古傳のま
 せを此ハ書き、あつた、○者ハ捨つ、○今本訓注
 棄戸を上ふ、披ハ次ふあり、あつた、順序誤あき、今ハ本
 文のま、あ

一書曰大國主神亦名大物主
 神亦號國作大己貴命亦曰葦
 原醜男亦曰八千戈神亦曰大
 國玉神亦曰顯國玉神其子凡
 有百八十一神夫大己貴命
 與少彦名命戮力一心經營天

下(下)復(復)為(為)顯(顯)見(見)蒼(蒼)生(生)及(及)畜(畜)產(產)則(則)定(定)
 其(其)之(之)療(療)病(病)之(之)方(方)亦(亦)為(為)攘(攘)鳥(鳥)獸(獸)毘(毘)虫(虫)
 之(之)災(災)異(異)則(則)定(定)其(其)禁(禁)厭(厭)之(之)法(法)是(是)以(以)
 百(百)姓(姓)至(至)今(今)咸(咸)蒙(蒙)恩(恩)賴(賴)嘗(嘗)大(大)已(已)貴(貴)
 命(命)謂(謂)少(少)彥(彥)名(名)命(命)曰(曰)吾(吾)等(等)所(所)造(造)之(之)
 國(國)豈(豈)謂(謂)善(善)成(成)之(之)乎(乎)少(少)彥(彥)名(名)命(命)對(對)
 曰(曰)有(有)所(所)成(成)或(或)有(有)不(不)成(成)是(是)談(談)也(也)
 蓋(蓋)有(有)幽(幽)深(深)之(之)致(致)焉(焉)其(其)後(後)少(少)彥(彥)名(名)
 命(命)行(行)至(至)熊(熊)野(野)之(之)御(御)碕(碕)遂(遂)適(適)於(於)常(常)
 世(世)鄉(鄉)矣(矣)亦(亦)曰(曰)至(至)淡(淡)嶋(嶋)而(而)緣(緣)粟(粟)莖(莖)

者(者)則(則)彈(彈)渡(渡)而(而)
 至(至)常(常)世(世)鄉(鄉)矣(矣)

大國主神ハ上一書ハ見えたり名義古事記
 神還坐須佐之男命の御言ハ其汝所持之生大刀生
 弓矢以而汝庶兄弟者追伏坂之御尾亦追撥河之瀬而
 意禮爲大國主神とありて同傳十五丁ハ天ノ下を伏ハ
 神と云意出○大物主神ハ下五卷丁歌ハ於朋望能農
 之と何リ廿四丁ハ訓考十三卷古事記傳廿十五丁出雲
 國造神賀詞を引きて三輪鎮坐御魂の御名ありて
 大穴年遲命の一名ありあは古事記不倭大物主と

あふふてもあふべし、例ハ須佐之男命出雲の熊野小建御雷神の下総は香取小齋祭御名を撤御氣野命と申し御名を齋主命と申せ類々三輪社ハ限き御名
 形りされハ同記ハ大穴牟遲神の亦名どもを擧たる
 處ハ、此御名ハ出さば、又十七曰、然るを書紀ハ大己
 貴の一名共マタ、ミナドモを擧たる處ハ、亦名云云と何ハ古意ハ
 違つり、撰者のさうらふ加給つるか、あらくて世々の
 識者たゞ廣く大己貴命の一名との心得居るハ古
 書を見り事此精しかりき故の誤ありとあり今按
 小次ハ此神の御魂三輪鎮坐と記されハ故ハ其因
 小思を誤られて記さきあるべし、○國作云云ハ

下、文ハ、獨能順造とある處ハ云べし、○葦原醜男古事
 記ハ葦原色許男神とあり名義同傳九六十ハ葦原
 天、下を宇志波幾坐きバあり又醜とハ多クハ惡く罵
 て云言あれども此の御名ハ勇猛を美て云きて其も
 人の畏懼る方より云きバ彼醜女あど云りて
 めけハ同意ハおのり、又葦原之と之を添て讀ハ誤
 り、ハ出雲建難波根子あどの類ハ出きて餘の御
 名ハ命とハ神ともあるハ此名ハ無きハ後ハ脱せ
 る、又ハ醜男とハ低ヒキ称の如聞々多故ハ撰者の
 ざと略さる、今ハ古事記ハ神とあきバ、但ハ須佐之男命の御言
 小、葦原色許男との、加美と讀添べし、○八千弋神古
 事記ハ八千矛神万葉六四十ハ八千杵之神御世自云

云、又此世も名義古事記傳九一六丁十小武威の心持と多
如、此詠り、名義古事記傳九一六丁十小武威の心持と多
まの意、御出。○大國玉神顯國玉神ハ、同傳九小
名あり、御出。○大國玉神顯國玉神ハ、同傳九小
玉ハ御魂あり、故、玉ハ借字、て靈あり、此靈ハ、其國
國御魂と云、久、玉ハ借字、て靈あり、此靈ハ、其國
を經營坐、功德、神を云、あり、神名帳國々、大國
魂と云、國魂ともあるハ、其國處、經營の功德あり、
神を、如此申て祀き、なり、其中、此大己貴神を齋
るも有、ぬべ、と、なり、さて、顯國玉ワシニクマハ、古事記須佐之
男命の御言ハ、爲、宇都志國魂神、と、此御詞より、御名と
ハ、あれ、あり、そハ國經營と云、事を、宇都志ウツシハ、係て詔
賜つ、なり、は、顯ウツシと、ハ、後より、稱云、づき名を、現世コトヨハ

云、了、なり、同書あり、ハ、大穴牟遲神ハ、國經營の事を、出
推彦が父を、天津國玉と、詔賜つ、あり、さ、下二卷ハ、天
云、て、現世ハ、稱、し、あり、そハ、同記ハ、爲、と、あ、あ、を、志
る、べ、故、此、國を、指、て、顯見、國と、詔、給、つ、御言、なり、
下、ハ、根、國を、夜、見、國と、つ、あ、は、ま、其、夜、見、國ハ、大地の
下、ハ、國、何、事、と、心、得、誤、り、れ、し、より、か、る、注、せ、し、ま、し、
り、抑、靈、ハ、上、訓、考、四、卷、ハ、云、了、如、神の御體の、全、く、活
用、を、爲、を、云、事、あれ、バ、現、世、ハ、あ、あ、人、あり、云、死、も、其
靈、ハ、此、世、ハ、留、る、との、故、ハ、殊、ハ、依、て、顯、き、も、さ、あ、ぞ、ろ
し、され、バ、祀、を、あ、ら、づ、き、事、あり、さて、現、世、の、功、績、ハ、皆
靈、の、活、用、を、爲、し、づ、り、れ、バ、御、名、ハ、魂、と、稱、て、主、と、云、事
なり、此、事、訓、考、五、卷、廿、四、丁、ハ、又、大、國、玉、と、顯、國、玉、ハ、同

堅其國故爾自大穴牟遲與少名毘古那二柱神相并作
堅此國と古事記ふあるを同傳十二丁ハム天地初發之
時古事記ふ五柱天神の詔て伊邪那岐伊邪那美神
修理固成是多陀用幣流之國とて天沼矛を給つりき
かくて黄泉段ふ伊邪那岐命に御言ふ吾與汝所作之
國味作竟とある其未作竟處を作堅て功を竟よとあ
りきと如此少彦名神を副て助幣一ぬ給ふを彼沼矛
を給ひしと同意ふを深き所以あるべしとあり出雲
風土記ふ飯石郡多祢郷所造天下大神大穴持命與須
久奈比古命巡行天下時稻種墜此處故云種續後紀十

九興福寺小日本乃野馬臺能國遠賀美侶伎能宿那毘
古那加葦菅遠生志津々國固米造介牟與利云云万葉
七丁二小大穴道少御神作妹勢能山見吉六丁三小大
汝少彦名能神社者名著始鷄目云云十八丁五小於保
奈牟知須久奈比古奈野神代欲里伊比都藝家良志云
云あぢみりはく此ふも出雲風土記ふも天下と有て
万葉續後紀あどの歌ふ依ハ實小天下を作堅給ひし
あり然きど古事記ふはた國作とのほきハ此
の天下をも久爾都久利と訓て即天下の事といふれ
るありはく經營といふ家あどを作竟まて係せる字を

きバ加多米と讀添都久利とのとみてハ此神等
○爲ハ捨て、○畜産ハ、此作り初め給ふあれたる和名抄類
ふ獸和名介毛乃、畜和名介太毛乃と有り古事記傳十
和名抄乃ハ毛津物乃ハ毛津物乃ハ毛津物乃ハ毛津物乃ハ毛津物
○療病之方ハ、也麻比乎奈保須和邪と訓て之ハ捨乃ハ毛津物
也麻比乎上訓考四卷也麻比乎上訓考四卷
又延喜式忌詞ハ、死称奈保留とありハ、吉を云言あれ
バ死てふ惡き事の裏を云あり言本ハ神直日大直日

神より出て、式の御門祭ハ、見直間直坐氏大塚祭ハ
志云云、遷却崇神詞ハ、云云、直志給比互志云云
て人身も病ハ惡き事なるを、療ハ吉ハ故ハ奈保
須とハ云あり、又是ハ藥方を云あり、○昆虫之灾異、昆
虫ハ、波布武志と訓べ、下十四卷ハ、波賦武志式の大
殿祭ハ、波府虫と見え、和名抄蟲ハ、唐韻云、蚊虫行
也、波布とあり、古事記傳卅六の四十八丁ハ虫ハ、
和謝波比と訓ハ、古事記傳十三八丁ハ神のあり給ふ
意を以て云とあれば、和謝ハ上方と何ると同く、波
比ハ阿布あり、其阿を略謝ハ阿の響ハ、布を延

て云ふなり、式の大殿祭、血垂飛鳥乃禍無久又大祓
 詞、高津鳥災あるは古、八人ををも物をも惱せし
 事有、あるべし、此事祝詞考み出鳥獸ハ今世も同、昆虫も
 田舎小多くある事あり、○為攘ハ波良波牟登互と訓
 べし、此言ハ祓より出たり、評ふは出あるの災異を攘も
 ○則、○其ハ捨て、○禁厭之法ハ麻自奈比夜牟流能利
 と訓べし、麻自ハ加自とも同く、物の形を書又ハ言
 めても云て、虫の災異を避了術あり、奈比ハ附て云辭
 めて、下、二、卷、下、當遭害を麻自許礼奈牟とも訓る
 此、事、古、事、又、廿、卷、下、六、ハ、咒、禁、師、と、見、え、又、咒、禁、博、士、記、傳、み、出、ともあるハ、

百濟國より渡來きバ佛廿一卷、下、太子彦人皇子
 法より出たる術あり、ミカト像與竹田皇子像厭之式の大祓詞、マシモノセルツミ蟲物為罪あると見
 ゆ、は、神遺方、上、萬治那比耶牟留耶通乃能理乎差
 太免天古連乎久須乃理斗以布とあれば、人の病も厭
 めて療法有、オホスワガ此事ハ平田氏胤も云せり、胤
 言、意ハ、古事記傳卅の四丁、小、詛言、呪言、あ、ど、ハ、人、を、凶
 く、せ、む、と、請、ふ、の、ミ、云、り、き、せ、ど、麻、自、と、ハ、凶、ふ、の、ミ、云
 べ、麻、自、那、布、を、善、事、ふ、の、ゆ、ふ、ハ、後、の、轉、る、ふ、や、あ、む
 と、云、せ、と、き、と、ま、の、厭、ハ、凶、事、を、善、ふ、の、す、事、あ、き、バ
 凶、事、ふ、い、つ、ふ、ぞ、か、つ、り、て、轉、り、た、る、言、ゆ、る、ま、き、オホス
 下、二、卷、四、丁、ハ、當、遭、害、と、あ、き、バ、神、代、り、善、惡、ハ、互、て
 云、了、○百姓ハ與能人と訓べし、此、ハ、か、く、書、き、ハ、民
 此、昆、虫、の、ミ、ハ、て、鳥、獸、ハ、ハ、互、ら、ど、又、式、の、祝、
 詞、ハ、依、レ、バ、鳥、獸、又、貴、人、も、あ、ら、ま、き、る、事、あり、○至今ハ、

以麻爾奈毛と訓べし、此紀撰らき、時々係て
云あり、○成ハ古登吳登久○恩頼ハ美多麻能布由
と訓べし、美多麻ハ上五下十云、同ト布由ハ通證
小殖ありとあり、此ナホス療病之方、又厭之法の傳ハリ
て災害を攘ハ此、二神の靈威身小添、善小あり人
多き小直を殖コとハ云あり、今、俗何々の御蔭小依りてと
類ハ、靈美太萬、云美加介とあれバ、下六卷十六ハ、聖
御蔭と云事、此頃より云、見也、帝之神靈又十五皇靈之威
帝之神靈七卷十三ハ、天皇之神靈又十五皇靈之威
どあり、○嘗ハ古々ハ、○吾等ハ美麻志と訓べし、ハ吾
等與汝と有、○豈ハ捨て、○謂ハ於毛布と訓て、下小登
べき文あり、

云給開婆と讀添、○之乎二字、○或も捨て、○有所
成ハ、今本奈勢流登古呂毛阿礼、ナ礼ナ与ナ但、
勢ハ礼と替て、訓事次も同、○有不成ハ、奈佐勢流登
古呂毛阿利と今本訓、此書格ハ、上の所成を奈礼流登古呂と
あり、其略きを受て、此も成の下小處字、此二の登古呂ハ地
あり、此ハニ、あがら必ありべき事なり、今本の訓
と云事、皇國を云給ふあり、○是談也ハ、非あり
此布多波志良能と訓べし、大己貴命と少彦名命
を申せり、○幽ハ、下二卷十三ハ、幽事とも神事とも
あり、又廿三卷八ハ、幽顯を、加美毛比登毛ナと訓る、と
小依て、加美古登波と訓べし、此の幽ハ借字あり、神

て次このの淡嶋淡嶋ハ又別國あり、○常世國ハ古事記傳十
二丁十丁小鳴鳥古事記石屋戸石屋戸段段常世之長常世之長如此名付たる國
此一有一有ふハ何何方方不不満満也、此皇國を遙遙不不隔隔
て、離離た多多遠遠き國國なる由由ありとあり、かききバ此の
常世國ハ、皇國よりハ南方の夷國エミレクニ、亦曰と次次ふあり
ハ北方の夷國あり、又文德實錄ハ、常陸國上言、鹿嶋
郡大洗磯前有神新降、初郡民有煮海為塩者、夜半望海
光輝属天明、日有兩怪石、見在水次、高各尺計、體於神造
非人間、石塩翁私異之、去後一日亦有廿餘小石、在向石
左右、似若侍坐、彩色非常、或形沙門、唯無耳目、時神憑人

云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造此國訖、去往東海、
今為濟民更亦來歸とあり、ハ東方の夷國へ渡坐るが
歸來給つるあり、はく古事記傳十二丁十三丁三、漢又漢
天竺其餘の四方萬國ハ、皆本ハ此神の命大已貴少彦名を申申さあり、
經營堅成給つるものなりとあり、説の如く、此時
遙の國へ渡坐るを常世國といふ云あり、實錄の大洗磯
前ハ、同書天安元年八月、在常陸國大洗磯前、酒列磯前
神等預官社、同年十月、此兩神を號藥師菩薩、名神神名
帳、小同國鹿島郡大洗磯前藥師菩薩明神社、名神大、那
賀郡酒列磯前藥師菩薩神社、名神大、何の方
や小彦名命命不坐らむと考、那賀郡那賀郡あり、磯前神社
あり、大洗を初、大奈母知命を又先先ふき
きあり、さて少彦名命ハ、此餘ふ、式ふ、能登國能登郡
あり

宿那彦神像石神社 同國羽咋郡大穴持神像石神社
石神二、其形ハ沙門ニ似て、何キモ錫杖の如き物
を持給へり、一の石神ハ左右ハ小神坐り、ハ高さ一
丈計の自然石の中ハ此神の高サハ八尺計あり、又左右
ハ小神坐り、是モ自然石の高サハ三尺計、幅六七尺
計あり、但此小神坐り方ハ石像ハ御體の御胸より
下ハ地ニ埋り、是モ近年御夢の教諭あり、云々地
を三尺計も掘り、御腰のあたりに見え、彼小
神も顯き坐り、俗ハ高さ方ハ藥師菩薩小神あり、方
ハ地藏と云り、例年七月廿四日二柱とも祭あり、今按
ふ上ハ引る文徳實錄大洗磯前の處ハ或形沙門とあ
る、是モ大穴年遷と少彦名命あり、さて高さ方
を藥師と云ハ、大穴年遷命あり、小神坐り方を地藏と
云ハ、少彦名命あり、ハ、往來の中ハ此石像一町
おど隔て、此の坐て、此の往來の中ハ石一もあり、實ハ
此二神並坐事ハ、此を見えたり、始きり事あり、さて
石小由録あり、事ハ、万葉三の卅九丁ハ、大穴、少彦名乃

經聖志津乃石室茶幾代將 又河内國大縣郡ハ宿奈川
田神社とあり、此神乃るべし、同郡ハ石神社とあり、
考ハ和名抄類ハ石辭和名須久奈比古乃久須禰とあ
るハ、此神の殖生ハ給ひ、より、藥品といひ、乃きりあり
べし、○適ハ返り、和多利給比幾と訓べし、此字ハ上
麻加社と訓つ、九て此紀ハ同字ハ、○亦曰とい異あり
傳を出され、乃、別あり、段あり、然、故ハ少
彦名命の御名ハ、其後少彦名命とあり、不讓、此ハ略
き、乃、○至淡嶋ハ、伯耆國風土記ハ、相見郡、郡家、西
北有餘戶里、有粟嶋、少日子命、蔭粟莠實離々、即載粟彈

渡常世國故云粟嶋也とある地あり出雲風土記意宇郡も粟嶋あり
を轉せりと聞えとありと、玉なき四乃卅三丁ふ出
至ハ伊泥坐と訓べし。○縁粟莖ハ上ふ引了風土記ふ
蔭粟莖實離々とある粟ふ縁給ひし形粟ハ上訓考五
ふ出又莖ハ和名抄木類ふ莖和名久木とあり今本カラ
良ハ凡て物の内の空くして實乃無きを云事あり穀
と云も其意あり然るも莖ハ内ハ空しきを此おれと
頭頭の實をきしゆりものふ古事記傳五四十ふ久々木
きハ加良とハ云べし。○者則二字捨て○彈ハ和名抄征
乃切りし名形家べしとあり又縁ハ今本能煩利
と訓ふ從べし風土記ふ載とありも能煩利と同一
ふを能煩利と訓る。○者則二字捨て○彈ハ和名抄征
ハ古傳ありべし。

具小繪和名以之波之岐建大木置石其上發機以投敵
也とありハ下廿二卷十一ふ枕石とあり物あり又万
葉十四十六ふ美知乃久能安太多良末由美波自伎於
伎氏やどあり小同く波自加礼互と訓べし言の本ハ
略けり言久自ハ思ひえ代。○而至二字捨てし古事記曰故大國主
神坐出雲之御大之御前時自波穗乘天之羅摩船而内
剝鵝皮剝為衣服有歸來神爾雖問其名不答且雖問所
從之諸神皆白不知爾多爾久々自言此者久延毘古必
知之即召久延毘古問時答白此者神產巢日神之御子
少名毘古那神故爾白上於神產巢日御祖命者答告此

者實我子也於子之中自我手俟久仗斯子也故與汝葦
 原色許男命為兄弟而作堅其國故自爾大穴牟遲與少
 名毘古那命二柱神相並作堅此國然後者其少名毘古
 那神者渡于常
 世國也とあり

自後國中所未成者大已貴神
 獨能巡造遂到出雲國乃興言
 曰夫葦原中國本自荒芒至及
 磐石草木咸能強暴然吾已摧
 伏莫不和順遂因言今理此國

唯吾一身而已其可與吾共理
 天下者蓋有之乎于時神光照
 天忽然有浮來者曰如吾不在
 海者汝何能平此國乎由吾在故
 者汝得建其大造之績矣是時大
 已貴神問曰然則汝是誰耶對
 曰吾是汝之幸魂也大已
 貴神曰唯然迺知汝是吾之幸
 魂奇魂今欲何處住耶對曰吾
 欲住於日本國之三諸山故即

○日本書紀訓考八卷

○七十五

營宮彼處使就而居此大輪
 之神也此神之子即甘茂君等
 大命亦曰事代主神化爲八十鈴
 熊鰐通三嶋溝織耳或云玉擲
 姬而通兒三嶋溝織耳或云玉擲
 是爲神生日本磐余彦火火出見
 天皇之
 后也
 自ハ、曾禮與利と訓べ、國中ハ、久尔能字知と訓事

上訓考四卷 不出、獨能二字捨て、巡造ハ、大八洲を
 作、給ふ残云、あり上、此、神、亦、名、を、舉、げ、る、處、不、國、作
 大已貴命とあり、○乃ハ捨て、○興言ハ、言、舉、志、給、波
 久と訓、○夫、○本ハ捨て、○自ハ、於、能、豆、加、良、○荒、芒、ハ、
 佐夜碍利と訓べ、古事記 天、忍、穗、耳、尊 不、豐、葦、原、之、千
 秋、長、五、百、秋、之、水、穗、國、者、伊、多、久、佐、夜、藝、豆、有、祁、理、又、白
 檀原宮段御歌、加是布加牟登曾許能波佐夜牙流此
 紀、同、段、み、心、聞、喧、擾、之、響、焉、此、云、左、擲、霓、利、氣、離、本、奈、小
 誤、此、言、冠、辭、考、草、條、古、事、記、傳、十、三、五、万、葉、二、の、十、九
 者、三、山、毛、清、爾、乱、友、あ、ど、あ、る、如、く、物、出、さ、て、如、此、云、て
 の、音、乃、喧、く、騒、が、い、き、あ、る、と、あり、と、

次小細云給ふあり○至より六字也今本ハ字ハ
ハ訓づき格あり、下二卷丁予葦原中國者磐根木
 株草木猶能言語式の大祓詞、磐根樹立草之垣葉乎
 毛語止氏大殿祭、磐根木根乃立知あどあふ依て、
 以波祢幾祢多知久佐能加幾波毛と訓づ、以波祢ハ
 万葉二ハふ如此許戀乍不有者高山之磐根之卷手死
 奈麻志物乎十五丁五、伊毛爾阿波受安良婆須弊奈美
 伊波祢布牟十七丁四、長歌ふ多奈妣久夜麻乎伊波祢
 布美古要弊奈利奈婆あど何り皆石を云、了ふ、祢ハ
 附て云辭あり磐根と書了ふ辭て、石ハ根ありあどの
説ハ笑ふべし又大石ハ地中へ埋りて

あま物故、其埋りたる處、はく磐を以波祢と訓事、屋
根取らと思ふも誤あり、
 を夜祢羽を波祢と訓如く、又幾祢多知ハ、式の大殿祭
 詞、木根乃立知と何る乃ハ大祓後釋上丁四、乃ハ
 決て誤、あふべし乃と云、辭ありてハ、調も何しき上ふ
乃と云、さき詞ハあふさき也、だちあ
そとあり是ふ依て他の祝詞、木立と何るをも然訓
 づく、此の言も准べし、はく大祓後釋上、是ハ祝詞考
 此説乃如く枉ふれば、根、字あふふ依て訓づ、下二卷
 ある木株を書れ、るも其意あり、株ハ字書ふ根あり
 と注せり、さて樹立木立をど書るハ、磐を以波祢と訓
 了如く、祢ハ添て云、了り、古今集神樂、採物、歌、ふ、霜やとび

おけど枯せぬ神葉の立榮ゆべき神此木根おもと何
ふハ、神を差して木根と云ふて、こゝ根ふ意あるなり
と何れ次ふ久佐能加幾波乃久佐ハ、彼後釋ふ木と云
より、草とも並ぶと云ふ、古文の雅言なりとあり、
加幾波ハ、式の龍田、風神祭祝詞、草乃片葉爾至萬互
とある片葉を、祝詞考ハ、義を以て書るなりとある、今
按、小物を取ふ加幾某と云事多し、此も加幾取葉毛と
云、取を略けふ事なり、古文小見えたるハ、皆如此見
時ハ、意明らかなり、○咸ハ、美奈○能ハ、捨て、○強暴ハ、
上小引る文どもハ、語、又言出、今本ハ、アシカルと
成ありとあれ、此字ハ、然ハ、訓き、

合せ、阿良志と訓べ、は、
石草木喧しく、騒げ、事の荒くと云るなり、○已ハ、須
泥尔○摧伏莫不和順、不和順ハ、今本ハ、麻都呂波受と
訓り、此言ハ、古事記白檀原、小退撥、不伏人等而、又水垣
令和平其麻都漏波奴人等、又倭建命段、下十四卷、大
御歌、みも、麻都羅府、又万葉二册、四十八丁、廿二、廿五、十
乃、牙と見え、は、古事記傳十八丁、七、下、臣連八
十伴緒の、天皇は、大命を奉り、各其職を奉仕る云云
此、麻都流を延て、麻都呂布とも云ふ、即、君小服從て
其事を羨り、行ふを云ふありと何れ、此、説乃如く、古書

小麻都呂布とあるハ服従を云あり故服従時ハ主命
を兼たる者多矣此も其意なりきて摧伏へ返りて
於志布勢奴と訓べト是を今本クダキクセとあるも
あしかろねど久太久とあり物を
細小ふするを云なりきて此ハ磐石草木とあれバ久
太久ふても聞ゆめれど紀中人の服従處を云ふハ
言なり其於志ハ物の起るを起させんとする意
あり莫ハ捨べト○遂も捨て○理此國理ハ都久礼利
志波と訓べト理の上ハ備字あり脱りてふやと
思つと次も此字のそりせバ脱たりふ
訓るれバ備ハ略りれりるべト古事記天得ふ於
橋段
是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理
固成是多陀用幣流之國云云○唯ハ捨て○吾一身而

已ハ吾尔古曾阿礼と訓て一身二字○其も捨て○可
與吾共ハ吾尔麻佐利互と訓べト此ハ吾子共尔天下
判理可者波有自乎
と讀文ありかて此御言ハ殊更高慢給ふ御意ハあり
バ共可を麻佐利と訓時ハ殊更高慢給ふ御意ハあり
り○天下ハ久尔と訓事上六十ふ云りハ此字と
とあれバ久尔も上下とも皆國○者ハ加美と訓べト
此紀ふてハ天下を作竟て御心慢給ふを古事記ハ是
と異なりハ於是大國主神愁而告吾獨何能得作此
國孰神與吾能相作此國耶とあり故按ふ次ハ幸魂奇
魂の害給ふ御言あれバ此紀ハ御心高慢給ふを此時
の有形ふ有けり○蓋ハ捨て○有之乎ハ阿良自登

紹給布介と訓べし是即上云高慢給ふ御言あり
をあるべし○于時神光四字ハ捨て○照海ハ古事記
宮ふ其肥長比賣惠光海原自船追來下二卷
段依姫光海ふどりり○忽然有三字捨て○浮來者ハ與
利久流加美と訓べし古事記ふ有光海依來之神と
りり○如ハ捨て○不在者ハ那加良麻志加婆と訓べ
し○大己貴命の高慢を幸魂奇魂の害給ふあり○
能ハ捨て○平此國乎平乎ハ作麻佐牟夜と訓べし○
故ハ古曾○汝ハ捨て○得より七字ハ義を以て伊佐乎波
多豆都礼と訓べし○是時○則ハ捨て○誰耶ハ多礼

曾毛と訓毛ハ助辭なり万葉十
來奴雖然茅子之花曾毛未開家流○幸魂奇魂ハ古事
記傳十二
を云なり二魂ふいりり
故ハ若二魂なりバ二神と顯き給ふべき今顯き給
ふ神ハ一柱あり且出雲國造神賀詞ふ倭大物主と
祭るハ此神の和魂とこそ聞ゆとて幸魂とハ私記
ふ是左支久阿良之无留魂也と云て字の如く其身を
守て幸魂とて故の名ありきて大己貴命のかく高
慢給ふハ荒魂の進て和魂の乏かりり

奇魂も字の如くもて、奇靈徳を以て、萬事を知識辨別
て種々の事業を成しむる故の名あり、故今神産巢日
神の御量もて、別し其和魂の御形を形して、如此示し
教つしめ給ふあり、かくて此御教の中、齋祀給ふ
ふ因て、和魂満足し榮坐て、其御身を守幸ひ給ひ奇靈
き徳を以て、遂ふ天下の荒夫流神を言向和し坐を幸
魂奇魂といふ云ありけり、此幸魂奇魂を漢籍ふいとゆ
魂魄ふ當て云る説、又幸を
先の義とせる説、あど皆非言あり、又此の問、答を、山崎
垂加あど自問自答と云るあど、漢意ふおそきて、神
道をえしとあり、○大己貴命の上ふ、古々介と讀添
ぬものあり、○唯ハ捨て、○然迺ハ志加云尔互と訓づ、こハ上乃

幸魂奇魂の御言を受けてけり、○汝是二字捨て、○奇魂
の下ふ、奈利登云事と讀添、上の知へ返り、志利麻麻利
奴と訓べし、○欲何處住耶、欲住ハ、須麻牟登於毛保
須と訓べし、古事記み、然者治奉之狀、奈何とけり、
○日本ハ今の大和國なり、きく續紀十七又和名抄
み、大和ハ於保夜萬止とあり、皇國の惣名を然
云ふ、とらき多保、とらきと、古事記み、此紀小
も國名を云る處あり、たゞ倭と、和とも日本とも
あき、古事記八千矛、神、御歌ふ、夜麻登能比登母登
須々岐と詠せ給ひ、今の大和あり、さ
皇國を總云ふハ、於保夜麻登と訓べし、
略かぬ例なり、○三諸山

あふふ此小子とあるハ上丁ニ云ふ如く子孫まで
係て子と云ふ例あり○即ハ捨て○甘茂君甘ハ加牟
と云音を取て加ふ借られたるなり例ハ和名抄山城
國乙訓郡訓世郡勢郷備中國下道郡釧代久志呂郷是
久志呂を那どあるハ久牟の牟を略するなり又加
切たる言り賀國石川郡富樫土無加之と何るを常ふ登加志と云
安字ハ於寒反漢音阿牟なるを阿の假字用うる茂
牟を略き云ふ證あり古書皆加茂とも賀茂とも
鴨とも書ふ此ハ甘字を用ゐるまじハ字を替て書
ふ此紀は常あり又こハ地名ありその古事記傳廿三

五十 六丁 大和國葛上郡の鴨カモ依りて何りさて此姓ハ
古事記水垣宮段ふ此天皇之御世役病多起人民死為
盡爾ニ天皇愁歎而坐神壯之夜大物主大神顯於御夢曰
是者我之御心故以意富多々ホタタ泥古コ而令祭我御前者神
氣不起國安平云云即以意富多々ホタタ泥古命為神主而於
御諸山拜祭意富美和之大神云云此意富多々ホタタ泥古命
者神君鴨君之祖也舊事紀四ハ大田田祢古命子大御
氣持命其子大鴨積命此命磯城瑞籬朝御世賜賀茂君
姓ヲ姓氏錄大和國ハ賀茂朝臣大神朝臣同祖大國主神
之後也大田田祢古命孫大賀茂都美命茂足尼賀奉齋

賀茂神社也と見ゆ古事記傳廿三の五十六丁小續紀
郡とある神ハ式小同國同郡高鴨阿治須岐託彦根命
神社四座とあり社をのこ奉齋久又式小同郡鴨都波
八重事代主命神社もあり是をも合せて云ふも所
べし此二社乃神也皆大國主命の御子小坐故も同く
大田田根子命の子孫の下廿九卷小鴨君蝦夷と云人
齋奉ありとあり見ゆ又同卷十三年十一月鴨君賜姓曰朝臣續紀天平
寶字八年十一月中衛將監從五位下賀茂朝臣田守見
えたりさて上小引了廿九卷小朝臣の姓小任了を此
小古事記二氏とも君とありハ古傳のまも書き了
形也○大三輪君ハ上の甘茂君は處小古事記を引了
此紀其御世の處も所謂大田田根子今三輪君等之

始祖也と見え又三輪を大三輪と云るハ古事記傳廿
三四丁小古倭國小皇大宮敷坐里御世子也此
の三輪大神を殊小崇之奉らるるたゞ子大神と
のこ申せむ即此神乃事ありハかゝ遂小大神の宇
をやがと大美和と云小用らる事小ぞ形きりけむと
ありハかゝさバ大神と申事ハ三輪形其大神のあ
をたゞ小美和と云事と形りて後ハ大字ハ於保神
字ハ美和小當て於保美和と云了形元より大三輪
と云了事ハ形き形也ハ此子孫三輪神を齋祀て其
地小住了故小殊更此氏を負了ありをハ上小引了舊

事紀此紀ハ偽書ニレドモ 四、大御氣持命其子大鴨
積命次大友主命此命磯城瑞籬御世賜オホミコ大神君姓ヲと有
て弟形ヲを是も上ニ引リ古事記ニ此氏ヲ先ニ舉ゲ
此紀の其御世ハ此氏ハ記ス甘茂君ハ舉ゲ
はく舊事紀ニ見エ多ク大友主命ハ下ニ六ノ卷ニ三ノ三
輪君祖大友主とあり人ありべし又廿九卷五年八月
大三輪真上田子人君みえ十三年十一月大三輪君賜
姓曰朝臣續紀十七三大神主從六位上大神朝臣伊
可保同三大神社女大神田麻呂廿九二大神和國人
大神引田公足人大神私部公猪養大神波多公石持等

廿人賜姓大神朝臣姓氏錄大和國大神朝臣素佐能
雄命六世孫大國主孫也云云又類聚國史三代實錄を
どみ見ゆ○姫蹈韞五十鈴姫命韞今本韞ニ誤
韞ハ字書下の御名ニ依テ改ム此御名ノ事ハ下ニ訓考
卷四十ニ云フ古事記白檀原宮段ニ更ニ求メ爲ス
大后之美人時大久米命曰此間有媛女是謂神御子其
所以謂神御子者三島湟咋之女名執夜陀多良比賣其
容姿麗美故美和之大物主神見感而其美人為大便之
時化丹塗矢自其為大便之溝流下突其美人之富登爾
其美人驚而立走伊須々岐伎乃將來其矢置於床邊忽

成麗壯夫即娶其美人生子名謂富登多良伊須須岐
比賣命亦名謂比賣多多良伊須氣余理比賣故是以謂
神御子とあり然る小次の亦曰と三卷四卷より事代
主命の子と見ゆ舊事紀事代主神化爲八尋熊野通
方命姫踏鞢五十鈴姫命とあるハ此と古事されバ此
記水垣宮段の事を一ハ爲て云ふ雜説あり
と古事記あるハ大物主神の子と云次の亦曰と下三
卷四卷の事代主命子とせる傳ありあハ何き實
然るむ詳がくはく甘茂君と大三輪君を三輪神の
子と云るハ上三丁下云如く古例あり又三輪神の子
孫を擧げたる
列五十五鈴媛命ハ大物主神の時代後きての事あるハ

此小擧らきハ誤なり上云云如く甘茂君あどハ
五十鈴媛命ハ大物主神の子なり此小媛とあるハ誤あり
訓考
四卷四十一とハ下二卷四卷あど小依て媛改む
○亦曰ハ異なり傳を取きあまうづの山蔭ハ亦曰
の事なりとありてとハ亦曰ハさきを曰ハ下より返
るを麻衣須と訓む○事代主神ハ大己貴神の子
ハ此神の事ハ訓考十ハ古事記傳廿此神の鎮坐社
の御靈を云りきバ神名帳ハ同傳ハ大和國葛上郡鴨
又高市郡高市御懸坐鴨事代主神社此二社の中乃御
靈なりと云ふと云きと次乃三嶋ハ攝津國取きバあ不
攝津國嶋下郡三嶋鴨神社あり此社乃御靈なりと云

この事代主命とあけきども、上ノ古事記傳ニ引き、
大和國此神社ニ鴨事代主命とあきバ、是ル同神也、
御名を略カさて鴨ハ事代主命ニ由縁ある事下ノ訓考
卷四十六丁十ニ云、ハ八尋熊鰐ハ古事記海神、小
九卷三十九丁十ニ云、ハ八尋大熊鰐又八尋大鰐又八尋
八尋和通此紀其ハ八尋大熊鰐又八尋大鰐又八尋
鰐あとほり、八尋ハ上訓考三卷ハ出、鰐ハ和名抄龍魚
ハ、鰐和名和仁、麻果切韻云、鰐似鱉有、四足、喙長三尺、其
利齒、處及大鹿渡、水鰐擊之、皆中斷とあり、はく熊と云
ハ其猛きを云、ハ乃凡て熊某とあり、皆同ト、此鰐ハ
甚恐イキ物あるハ、熊トハ名ハ負、ハ猛き魚ハ、此神
の靈の化給つ、ハハ、乃凡て事ハ、其傳無きハ

今分別ハト、ハ三嶋ハ古事記傳廿十三、和名抄ハ、
攝津國嶋上志末乃郡嶋下准郡とあり、是乃凡て諸
ノ名、字ハ切テ二字ハ書ども、猶本ノキハ訓例カキ
バ、是ハハシマリ上ニシマリ下ト云、ハハ、和名抄
ハ頭ノ美を略シ、ハ三嶋江之玉江十一ノ卅九丁ハ、三嶋江
七ノ卅四丁ハ、ハ三嶋江之玉江十一ノ卅九丁ハ、三嶋江
之入江と詠今ハ嶋と出、ハ溝、攝姫溝ハ借字あるハ
上、郡ハ三嶋江村あり、ハ嶋と出、ハ溝、攝姫溝ハ借字あるハ
けきト、其義ハ思ひ得、ハ嶺、神社丹後國竹野郡溝谷神
社とあり、ハ其國々ノ地、名あり、ハ攝ハ上、ハ角、攝尊生
ニ奉れト、溝ト云、例を舉、ハあり、ハ上、ハ角、攝尊生
攝尊坐て、ハ云、ハ久比とあり、此義あり、ハ異形あり、古事
記ハ、ハ惶、ハ昨とあり、同傳廿十四、ハ神名式ハ、攝津國嶋
下、郡溝、昨神社あり、ハ今此、郡ハ溝、杭、莊と云、ハ乃凡て
此、ハ神

其内の馬場村と出さる古事記より溝咋之女下三卷
と云ふ坐り
 十七下 三嶋溝檝耳神之女カミノメタとあれば此溝檝ハ男神を
 了下 姫とつるハ字を誤せるなり凡て此亦曰ハ下三
下 と思ハる事卷下依て後人書加
 今ハ美々と訓つ此言既出○或云是ハ字を誤せる
 みて其誤せる字ハ之女あるべしフツケリ上の姫ハ耳を
 誤せる事をえ去るぬ者の溝檝姫之女とあるハ理聞
 えがく下 依て之女を或云ふ書替へるべし下 依る
 姫或云乃三字を耳之女の誤ありと云ふハ上下 云ふ
 下三卷より又此亦曰ハ后也トツキを一連の文ある事

ハ三嶋の上下 通と云字あり又玉櫛姫の下下 而字あ
 りこれハ通三嶋溝檝耳之女玉櫛姫而と云文あり
 事ハあり下 乃下 乃下 猶姓氏録大和國大神朝臣條此
ハ 此時の事と瑞籬官段の事初大國主神是ハ事代主
と 紛て一 事あり下 説あり初 大國主神神を傳誤さ
る あり三 三嶋溝檝耳之女玉櫛姫とあり下 ありてあり下
ハ 今本の如くハ 通三嶋溝檝姫とのハ ありてあり下 子の
ハ 事ハ 本居大人も此字共誤あり事を考へられハ 訓ケ
ハ 古事記傳廿の十四丁廿丁ハ あり今本のハ ありハ 引き
ハ 溝檝姫或云玉櫛姫而とありハ 續ハ ありハ 引きハ 或
ハ 云ハ能牟須米と訓て字も改むべき事なりハ 改む
ハ 四丁事ありハ 其ハ ありハ 置ハ ありハ 松の落葉三の
ハ 四十丁事ありハ 伊勢物語の新釋と云書六卷を著

つるを云云ある人のひひおこせけるや久此書不物
語乃詞をひがもト形々むとていさく改め給つる
處の所をひと有申しきことなりとていさく改め給つる
謙人何久但しを事御國も他國も例
き子もあつたを漢籍孟子盡心章古本
ふハ万子日と云事のあつたを趙注と云注釋も其
不就て強さる事云を朱熹と云人不至て改め
万章曰とたりさる万子曰恐非あどやうの事をだ
み云置ざりき此類近世ふハ岡部翁の壬生をみだ深
養父をあらやわとやうふ打つ書せし例もあ
事ぞとハ解て思ひをりたれバ思へばよきあ
そとハ思をれをいのおと云おとせと云云是
ハひガ字ありと已ハ定ゆ思ひ定めときバ何の心
もあ改め新釋其由斷云置とれバきてよと
思ひ居るを思へばおふけき事あ有けふ已ハ
みく學のちふハさハおふけき事あ有けふ已ハ
か、らむと思ひ定めて人ハ又異あ考もあ
きあれバひウ字と見えも其詞ハきく置てだ注
釋ふこそ云と云置べき事
○玉櫛姫玉ハ玉由緒

有て負ふ久又稱する名久紀中男女の名ふ是彼あり
櫛も借字めて奇と云事形るべし
上奇綴
又姫ハ上
ふ云了如く誤あり媛字改べし古事記あり此名勢
夜陀多良比賣とありて名傳異あり
○神日本磐余
彦火々出見天皇ハ彦波劔武鸕鷀草葺不合尊の御子
ふく初國所知天皇ふ坐り其后と任給ひしとの事
形りきて此媛命ハ三輪の大物主大神乃御女と云
ふ又事代主神乃御女とせる傳のあるハ御父子の間
形きバ詳ごときを別ふ舉給つる形り又按ふ此亦
曰ハ下三卷ふ依て後人傍注あり置し終ふ本文と

初大已貴神之平國也。行到出
 雲國五十狹之小汀而且當
 飲食是時海上忽有人聲乃驚
 而求之。都無所見。頃時有一箇
 小男以白麤皮爲舟。以鷓鴣羽
 爲衣。隨潮水以浮。到大已貴神
 卽取置掌中。而翫之。卽跳齧其
 頰。乃怪其物色。遣使白於天神。

ハふせりーも何るべしと書り、又八尋熊罥の事ハ
 事れバ、いろ ○后ハ、於保幾佐幾と訓事下ふ云べし
 があゝむ

予時高皇產靈尊聞之。而曰。吾
 所産兒。最惡不順。教養自指。間漏
 一兒。最惡不順。教養自指。間漏
 墮者。必彼矣。宜愛而養之。卽
 少彦名命是也。顯此云于都志
 幸魂此云佐枳彌多摩奇魂。此
 云俱斯美拖磨踏鞞此云岐
 多羅鷓鴣。此云娑娑岐

初とハ、上へ返りて言を起せ文あり。此例上、一書ハ初
 五十猛神とあり。○之ハ捨るべし。○五十狹狹之小汀ハ

下二、卷丁四、五十田狹之小汀トと同處あるべしト、佐と多
 古事記あり大己貴神を問給むとて、建御雷之神降ト
 到出雲國、伊那佐之小汀而トあり、ハ神名帳、出雲國
 出雲郡因佐神社、同風土記、伊奈佐乃社トあり處、
 佐ハ多トも奈小汀トハ、小初瀬小筑波あどの類、
 稱ト言なり、古事記傳十四、九、不出、○行至ハ、伊
 泥坐ト訓ト、古事記あり、故大國主神坐出雲之御大
 之御前時トあり、○且ハ捨てト、當字ト、山蔭ト、此且ト、次
 ○當飲食ハ、美表志勢須ト訓ト、美ハ、貴人ト附て云
 言表志ハ、古事記傳七、八、物を食事ありとあり、○海

上ハ、宇奈婆良トと訓事、上ト、訓考二、卷、不出、古事記あり
 自波穗トと有り、○忽ハ捨て、○有入聲、有ハ、幾古由ト
 訓ト、ハ、字のオ、ハ、漢籍讀あり、○求之ハ、美給布爾ト、都ハ、今
ハ、ツニと訓、詞、古、書あり見、大和、物語、西京、
ハ、り、と云、段、物、あり、とく、き、て、問、け、き、と、布、都、と、云、で、と、云、
ハ、詞、あり、佐、良、爾、と、訓、べ、し、ハ、亦、と、も、意、通、ひ、て、聲、ハ、爲、せ、
ト、も、亦、見、え、ば、と、云、言、なり、○無所見ハ、物、毛、美、曳、受、
 ○頃時ハ、志婆良久有ト、○有ハ、以、登、○一箇二字捨て
 ○小男ハ、知比佐幾加美トと訓ト、ハ、あ、る、神、代、あ、れ、ハ、
 男と書きて、も、神、なり、殊、ふ、ら、ハ、少、彦、名、命、坐、り、○
 以、白、穀、皮、爲、舟、古、事、記、曰、乘、天、之、羅、摩、船、而、と、あり、白、穀

ハ、和名抄類草本草云、蘿麻子一名、芫蘭和名加々美、白
 穀和名夜末賀々美、徐長卿和名比賣加々美、あど、見
 也、古事記傳十二丁四、ふ、今世ハ加賀良比と云、此國あど
 良比と云、賀加羊とも云て、其穀を割さるハ、中の實ハ
 穂乃如き物を、綿の舟ふいとよく似とる物ありとあ
 代み用らるあり、古事記ハ、天之と云、此國土の物よりいと大き
 り、古事記ハ、故み、如此、人も衆あり、久て諸品ハ、天の物
 ハ、此國土の物より勝き、さて以ハ表と訓事下も同、
 たる事、是みく悟る、さて以ハ表と訓事下も同、
 又爲ハ、奈志と訓て、○鷓鴣ハ、和名抄羽族、ふ、文選鷓鴣
 賦云、鷓鴣和名佐々木、小鳥也、生於蒿菜之間、長於藩籬、
 之下、字鏡ふ、鷓加也、久支亦左々支、此紀ふ、大鷓鴣天皇

を、古事記其御段歌ふ、佐邪岐登良佐泥とあり、此事を
 同記ふハ、内剝鵝皮剝爲衣服とありて、異あり、○潮ハ
 此小書き、如く潮水あり、されどカ字のまゝ、あ訓る
 ハ、漢籍讀あり、又水能と訓時ハ、川水を云、事ふれ
 ば、志保と訓て、○水ハ捨べ、○以浮到ハ、同記小有歸
 來神とあり、小依て、與利幾都流表と訓べ、○即取二
 字捨て、○掌中ハ上訓考六、卷ふ出、○翫ハ、毛互阿曾夫
 と訓べ、持而遊り、下六卷ハ、弄九卷ハ、九、玩
 あどを然訓り、源氏物語、若紫、卷、葵、○之即二字捨て、○
 跳ハ、於杼利阿賀利と訓べ、下二卷ハ、廿八、小有百枝杜
 樹、故彦火々出見尊跳昇其樹、而と後あり、於杼流

呂於狩須あどし
同言あつべし
○頰カハハ和名抄類頭面カハ頰和名豆良ツラと

ありあち列ある面を云事略るを略て如此云るあり

○齧カムハ下二卷丁卅四ふ飯嚼イヒカミ七卷丁十九ふ嚼蒜カムミラ万葉九六卅

丁長歌ふ牙喫キガミ古事記御誓段 佐賀美爾サガミ加美豆カミあどあ

り喰事ソクを云りり○怪其物色ハ漢文ハ不書きくろ

で怪を初ふ阿夜志アヤシ幾と訓其物色ハ物奈利登モノナリト於毛保モホ

志氏シテ○遣ハ毛知モチ豆テと訓べト○天神アマノカミハ高皇産靈尊タカミヤマト

りそハ次ふ出されしふてあるべしは天神とた

申之ハ胡乱敷事マキラシキあり此事訓考十卷○于○之○一ハ

捨て○千五百座ハ知伊保波志良チイホハシラと訓べし千五百チイホ

ハ數の多きを云事ふて必千五百チイホ不限きるあ

古事記ハ於子コ之中ナカ又神の數を云ふ波志良ハシラと云

事上訓考二ふ出此座ハ古事記傳十二の十九丁ふ御

座所を指て云事ありとある如し此ハ神を一座二座

と云ふ依て心あり書きあり此ハ神を一座二座

上の連ふ御座所を指て云ダやハ其神を指て云

りとあるハ神社を申事ありハ現不在ハ神

の數を云處ふれバ久良ハ云せぬ事あり此字を

書きハ當らぬと訓○有へ返りハ麻須ハと訓べト○一兒ハ

比登利能美古奈毛ヒトシノノミコナモと訓べト抑神代ハ皆神と云バ

此も一柱能美古ヒトシノノミコと訓べき如くあれども又比登ヒトシノ

云例あり古事記命番能ハ通々ハ藝ハ天忍日命アメノヒノミコ天津久米命アメノツルキノミコ

二人とあり、同傳六丁廿二ノ三人四人あどの例を以て
 云バ一人二人をも比登多利布多々利と云、べきふ是
 の比登利布多利と云ハ、比登利ハ多を略き布多利
 ハ多を切て多と云ありと出万葉五丁五ノ爾保鳥能
 布多利那良毗爲十四丁廿四ノふ奈等布多里波母あど見
 也。○最ハ伊登と訓べト。○惡ハ此神小く坐ども漢國
 其餘所有夷國を作坐し神あれば御心太く荒く實の
 大丈夫あり坐りあり、さきバ惡字ハ書きしものども、
 阿志幾御子と云事ありあらぞ、上ノ素戔嗚尊を性惡と書きし同ノ故
 天浮橋段ふ、不祥を佐賀奈志と訓る意と同一けき

を然訓べト今本フツクシテとありハフツクニの
誤ありべし、さて京都久志ハ上十丁十
五丁、小恙字を訓るを訓考四卷廿九丁 ○教養教ハ此
ふ云り、此ハ然訓處ありあぞ
 紀、竟宴集小日、臣命を詠る、以波礼比古美知波表志弊
 志と有り言意ハ思ひ得を、さき教ありと云、萬小
 亘た名言あり、此ハ後世ふ云、教訓と云事ありき、
 今本ふ古登と讀添、だる是亘ト、教訓を乎志聞との
訓るハわろ、乎
志聞古登と ○不順へ返り、志多賀波受氏と訓べ
 ト。○指間ハ字の如し、そを指の先までハ手内あれ
 バ指乃間を手候と云べト、實ハ手より云、バ指ハ候あ
 り、されバ古事記あり、此を手候と書り、○漏墮ハ、同記

小久岐斯子也トあり、同傳五七丁、小万葉十七丁、
 波流乃野能之氣美登毗久クク、鷲トとあるを引きて、久具
 流トハ此、久久を延チ言ハれバ、久岐ハ久具理ト云
 事ありと何モされバ、高皇產靈、尊高天原、小坐タテ、御
 指間タマより此國土クニ、小墮坐オナり、抑少彦名、命指間タマより
 漏坐ヒると云バ、今世人の上ウ、あへ按バ、四五寸計の高タ
 り坐マりと思ハる、ありさキ上ウ、小惡字を布都久尔
 と訓スる、小依バ、小兒コ小坐マるを云フあり、そハ此下小養
 を比多須ヒタスと訓スる、ふてある、然レキハ此神此時ハ小
 兒コあへ坐マる、然レキハ今世小兒コあへ坐マる、さキ小

きハあへざれば、神代も同事あるべし、あハ按、小此神
 ハ尋常ヨソツネの人ハ高さタカき、高皇產靈、尊大己貴、命あどの
 御身ミミ大き、御背ミセも高タカあり、姓氏録左京神別小
後也と云、此事上コト、訓考三、ふ云ハ、○者ハ捨ス、○必彼矣
後也と云、此事上コト、卷四丁、ふ云ハ、○者ハ捨ス、○必彼矣
 ハ、古事記コト、小久岐斯子也ト、ある、小依ヨて、美古奈良牟ミコナラムと
 訓ス、者を波ハ、必キ加奈良受カナラウと訓ス、ハ、彼ハ加礼奈良
 ○宜ハ加礼カレ、○愛ハ宇都久志美ウツクシメと訓ス、此辭ハ他
形の全美ケミを云フ、轉マてハ愛メ意イふも云フ、さキ故コ、小愛メ字
 を當タたり、下廿五卷、廿九丁、小天命開タマノミ、別ワケ、天皇ミコ未ミど
を思慕、坐る、野中ノナカ、小模騰渠等爾波那播佐諛騰模那
川原史滿、が奉る、歌ウタ、小模騰渠等爾波那播佐諛騰模那

爾騰柯母于都俱之伊母我磨陀左枳涅渠農廿六卷天
財重日足姫天皇皇大御歌于都俱之枳阿鐵倭柯枳
孫建王を思ふ古弘飲岐底舸度舸武万葉五丁七小妻子美礼婆米具斯
宇都久志十四丁廿五小己許呂宇都久志廿丁二小宇都
久之波々爾麻多己等刀波牟あど何り又養を比多
志氏與と訓べし此辭上訓考六卷小出○之○即○是
あど皆捨べしとうづの山蔭わぬ此と是少彦名命と
ハ上小初と云より御名を申さざる故よ此の注乃如
く書き何り此例是彼あり○也ハ申須と訓べし
○訓注今本踏鞴ハ幸魂の上小あり今ハ本の事次

日本第を改り何り○上小大國主神鎮坐了御社を取脱た
り古事記傳十四五丁小出雲國出雲郡杵築大社キツキオホヤシロ小鎮
坐て其御社ハ構殊小廣く大きよて他社小勝せり故
大社と名小負て今世小至まざる然りとあむ神
名帳小出雲國出雲郡杵築大社名神大杵築郷今ハ神
文德實錄小仁壽元年九月特擢出雲國熊野杵築兩大
神加從三位三代實錄小貞觀元年正月奉授出雲國從
三位熊野神杵築神並正三位同年五月授出雲國正三
位勳七等熊野坐神正三位勳八等杵築神並從二位同
九年四月出雲國從二位勳七等熊野神と何りと出
從二位勳八等杵築神並授正二位
ハ須佐
命小
坐

日本書紀卷第一終

日本書紀訓考八卷終

上人大國主新羅坐七响鈴

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 大國主, 新羅, 坐, 七, 响, 鈴]

明治十一年十二月六日版權免許
同十八年四月出版

註解人 故 關 四郎太

新瀉縣平民

關 榮太郎

越後國栢崎新助町



發賣人

北畠茂兵衛

東京日本橋區
通壺丁目拾五番地



